

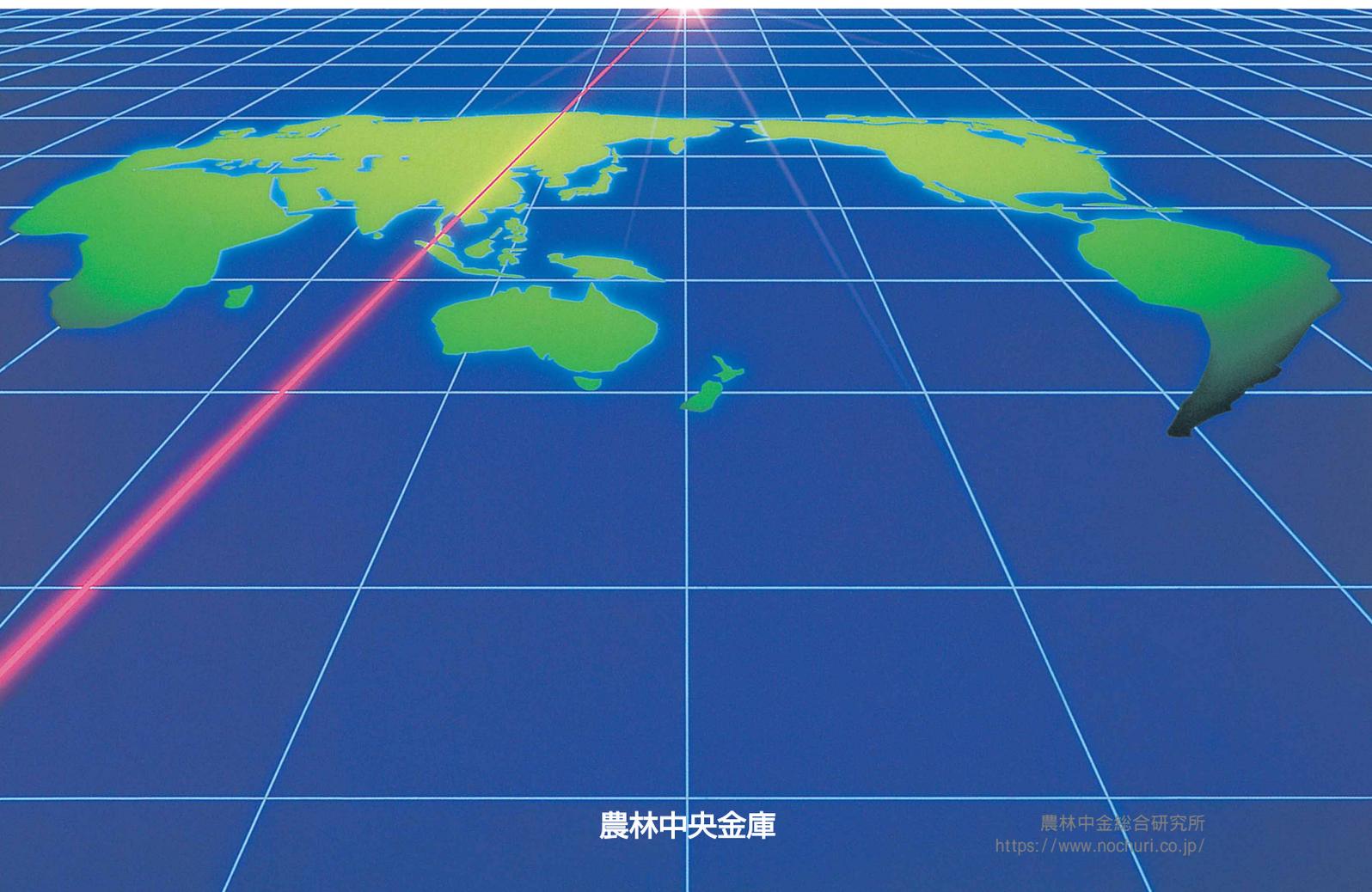
# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2019 **2** FEBRUARY

## 海外の協同組合

- 低成長時代における韓国クレジットユニオンの経営戦略
- 英国におけるエネルギー協同組合の動向と役割
- 米国の協同普及事業



## フランスの食料全体会議にみる国民的議論の必要性

フランスでは、2017年、農産物の生産、食品流通・加工業者、小売りに関わる団体が集まる「食料全体会議」(États généraux de l'alimentation) が政府により組織された。集められたのは、農業経営者団体 (FNSEA)、農業団体 (Coop de France、APCA)、食品工業団体 (ANIA)、大手小売り・小売業団体 (カルフルー、システムU、FCD) 等の代表者である。さらに、消費者団体や環境団体、食料援助団体、銀行・保険業界など幅広い分野からも参加があり、多くの議論がなされた。議論の目的は、農業者の所得向上、健康的で持続可能で安全な食品 (高品質・有機・農業環境・動物福祉等に配慮した食品) の促進、市民の健康の向上など多岐にわたった。

活発な議論を経て同年11月14日に「フランスの食料と農業分野における価値創造とその公平な分配の再生にかかる憲章」が作成され12月21日には行動計画が策定された。筆者はちょうど同時期フランスで調査を行っており、日本の県農業会議所にあたる担当者から、各団体がサインをした憲章のコピーをみせられ「今われわれは国をあげて、農業を守るために、農業者の所得向上に取り組んでいる」との説明を受けた。そして、食料全体会議での議論を踏まえ、18年フランス国会に「安全で持続的な農業と食品分野における取引関係の均衡のための法」が提出され、同年10月に下院議会で採択されたのである。

この法律は非常に幅広い項目を網羅しているが、主な目的は3つ①農業者が人並みのくらしができる公平な農産物価格の実現、②健康、環境、栄養面での農産物の質的向上、③全ての面で健康・安全で持続可能な食料供給促進、である。とくに、公平な農産物価格形成に重点がおかれ、例えば生産コストを反映した価格形成のため、生産者組織の形成、生産者にサプライチェーン関連団体 (加工・流通等) を含む連合組織 (IPO) の強化、交渉力強化のためIPOによる生産コストベンチマーク等の作成と普及、廉価販売制限 (2年間の試行で不当廉売基準の10%引上げや廉価販売の表現規制) などが盛り込まれた。また、健康・安全で持続性に配慮した食品の供給促進 (公共機関のケータリングで地元産や有機農産物などの利用を22年に全体の50%へ) やプラスチック食品容器等の使用禁止目標、動物への虐待行為の罰則強化など、食の安全・安心、環境および動物福祉に配慮した項目も入っている。

これらの経緯で非常に興味深いのは、公平な農産物の価格形成について、単に生産サイドだけに努力を求めめるのではなく、流通、小売り、消費者も含めた食料の生産・流通・消費に関わる関係者を全て集めたうえで徹底的に議論し、対処を検討したことである。翻って、日本農業にかかる農政の最近の動きをみると、規制改革 (推進) 会議等での議論も含め、農業者および農業関係団体への要望が前面にでる一方、小売業者や消費者、さらに環境団体など幅広い関係者を巻き込んだ議論は活発でなかったと感じられる。農協系統も含め多様なステークホルダーを巻き込むことで、地域や風土、環境や食の安全といった幅広い視点で我が国の農業・食料問題を考えることができたのではないだろうか。今後の日本の農業・食料問題を考えるうえで、また全国民的な議論を巻き起こすためにも、こうした海外の動きも参考にしつつ、農協系統も多様なステークホルダーとの連携を強める努力をしていく必要があるだろう。

(株) 農林中金総合研究所 取締役調査第一部長 内田多喜生・うちだ たきお

今月のテーマ

## 海外の協同組合

今月の窓

フランスの食料全体会議にみる  
国民的議論の必要性

(株) 農林中金総合研究所 取締役調査第一部長 内田多喜生

低成長時代における韓国クレジットユニオンの経営戦略

古江晋也 — 2

スコットランドの3事例をもとに

英国におけるエネルギー協同組合の動向と役割

寺林暁良 — 15

コーネル大学の事例から

米国の協同普及事業

原 弘平 — 36

談話室

いのちと暮らしを守る協同の取り組みにむけて  
——生協組合員の雑談から、「水」の学習会へ——

日本協同組合学会 会長・農 田中夏子 — 34

本  
棚

寺西俊一・石田信隆 編著

『輝く農山村 —オーストリアに学ぶ地域再生—』

多田忠義 — 50

統計資料 — 52

本誌において個人名による掲載文のうち意見に  
わたる部分は、筆者の個人見解である。

# 低成長時代における 韓国クレジットユニオンの経営戦略

主任研究員 古江晋也

## 〔要 旨〕

韓国には、クレジットユニオン（信用協同組合、以下「信協」という）と呼ばれる協同組織金融機関がある。信協は1960年に設立されて以来、銀行と取引することが難しい人々の金融インフラとして機能し、「金融包摂」の役割を担ってきた。97年に勃発したアジア通貨危機以降、銀行と信協の取引先のすみ分けも崩れるようになったといわれているが、本格的な低成長時代に突入した近年では、信協は新たな事業モデルの模索を続けている。

「低成長、低金利」という金融環境の変化は、金融機関に経営規模の拡大を促したり、有価証券投資へとシフトするインセンティブを高める要因になる。しかし、本稿で取り上げた4つの信協の事例は、厳しい経営環境となるからこそ、今まで以上に地域に寄り添うスタンスを掲げており、地域社会を知り尽くすことが環境変化や様々なリスクに対処する方策の一つとなっていることを示している。

## 目 次

- |                      |                              |
|----------------------|------------------------------|
| はじめに                 | (2) 熟慮する理事会、少数意見を反映させる<br>総会 |
| 1 韓国信用協同組合中央会と信協の概要  |                              |
| 2 住民信用協同組合の取組み       | (3) 実力のある職員は高齢者とも仲がよい        |
| (1) 歴史と概要            | 5 禮誠信用協同組合の取組み               |
| (2) 社会的企業や協同組合への支援   | (1) 信協の概要                    |
| 3 原州バルグム信用協同組合の取組み   | (2) 農家や露店商への接待               |
| (1) 設立と地域貢献          | (3) 多文化家族支援と事務代行サービス         |
| (2) IMF危機と危機から得た「教訓」 | (4) 地域を知り尽くしているから無担保が<br>できる |
| (3) 原州バルグム信協の現在      | おわりに                         |
| 4 ブルム信用協同組合の取組み      |                              |
| (1) 信協設立の経緯と概要       |                              |

## はじめに

韓国には、クレジットユニオン（信用協同組合、以下「信協」という）と呼ばれる協同組織金融機関がある。韓国信協運動はカトリック教会の聖職者が1960年に最初の信協を設立して以降、短期間で韓国全土に広がった。そして72年8月には信用協同組合法が制定されたことを受け、預金取扱金融機関となった。

信協は、銀行と取引することが難しい人々の金融インフラとして機能することで「金融包摂」の役割を担い、低所得層を中間所得層へとシフトさせることに大きな貢献を果たした<sup>(注1)</sup>。しかし、97年に勃発したアジア通貨危機と、韓国経済に大きな影響を与えたいわゆる「IMF危機」以降は、銀行と信協の取引先のすみ分けも崩れるようになった。信協はその後、「リーマン・ショック」(08年)など幾多の試練を乗り越えてきたが、近年では本格的な低成長時代に突入し、中央銀行である韓国銀行も金融緩和政策を継続するなか、信協でも新たな事業モデルが模索されている。本稿では、韓国信用協同組合中央会と信協の概要、4つの信協の取組みを概観した後、低成長時代における信協の経営のあり方を検討する。

(注1) Han, In-soo & Yeon-soo Kang (2013) を参照している。

## 1 韓国信用協同組合中央会と信協の概要

信協は、全国組織である韓国信用協同組合中央会<sup>ナ キュフオック</sup> (NACUFOK: National Credit Union Federation of Korea、本部<sup>テジョン</sup>: 大田広域市、写真1)と、各地域にある898の単位組合で構成されている(第1表)。

韓国信用協同組合中央会は、72年に信用協同組合法が制定されたことを受け、業界団体であった韓国信用協同組合連合会 (Korea Credit Union League) から改組された。中央会の主な活動は、単位組合から余剰資金を預かり、市場運用を実施することに加え、信協間の資金融通事業 (インターレンディング)

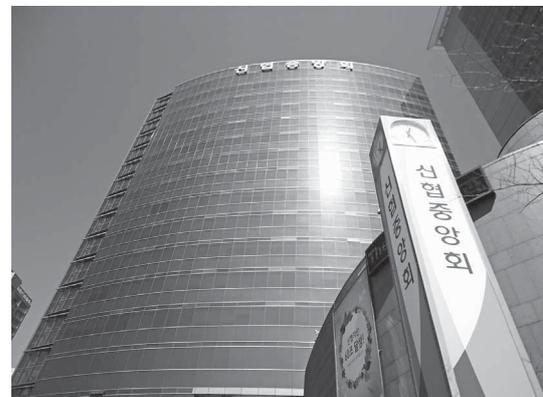


写真1 大田広域市に本部がある韓国信用協同組合中央会

第1表 韓国信協の組合数、組合員数、総資産額

(単位 組合、万人、億円)

	組合数	組合員数	総資産
合計	898	596	92,307
地域信協	665	534	83,245
団体信協	91	31	5,355
職域信協	142	31	3,707

資料 National Credit Union Federation of Korea "2018 Credit Union Movement in Korea"

(注) 1ドル=112円で計算。

グ事業)、共済事業、単位組合(信協)の検査・監督、単位組合役職員への教育、情報システム維持など、多様なサービスを提供することである。また中央会では預金保険制度も運営しており、組織内に預金者保護基金がある(付保上限金額は現在、1人当たり5万ドル)。

一方、信協には「組合員資格範囲」(Common Bond)があり、組合員資格範囲によって地域信協、団体信協、職域信協に分類される。第1表は信協の組合数、組合員数、総資産額を表したものである。前述したように信協はカトリック教会の聖職者が信徒の日常的な経済問題を解決するために設立した、教会を組合員資格範囲とする教会信協(第1表では団体信協に該当する)が多かった。しかし、教会信協は信徒だけでなく、洗礼を受ける前の信徒も組合員としたため当局から「地域信協と差異がない」と指摘された。また教会内の信徒のみでは成長に制限があることもあり、多くの教会信協が地域信協へと転換するようになったという。なお、団体信協には、カトリック教会を母体にする信協のほか、プロテスタント教会や寺院などの宗教グループ、労働組合、医師や弁護士などの専門職を母体とする信協も含まれる。

信協の主な融資は、住宅ローン、無担保ローン、負債整理融資、小規模企業や商業を営む個人事業者への融資などである。また、韓国ではキャッシュレス化が進み、クレジットカードの利用比率の高いことが知られているが、信協業界においても2000年

代初頭から「VAN<sup>バン</sup>」と呼ばれるクレジットカード決済端末機の貸与を飲食店などに行い、決済口座の確保や手数料収入の獲得などに取り組んだり、デビットカード推進<sup>(注2)</sup>なども行っている。

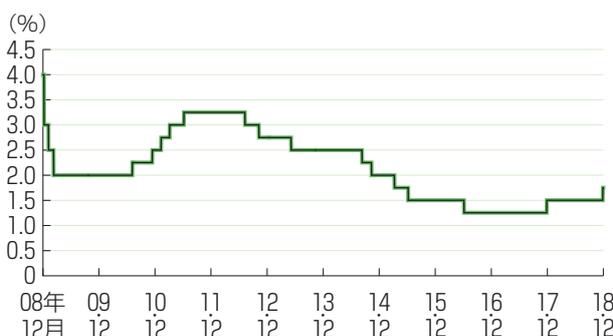
韓国は、銀行以外に農協やセマウル金庫などの協同組織金融機関があり、各金融機関とも激しい競争を繰り広げている。また韓国経済は近年、本格的な低成長時代に突入し(第1図)、韓国の中央銀行である韓国銀行の金融緩和政策も続くなか(第2図)、金利競争を展開する金融機関が増加している。しかしそのような状況であるからこそ、組合員と密着することで生き残りを図る信協も少なくない。筆者は18年10月に4つの

第1図 韓国GDPの推移



資料 フルームバーグ(Bloomberg)データより作成

第2図 韓国銀行の政策金利の推移



資料 第1図に同じ

信協を訪問し、その取組みをヒアリングした。次節以降ではその取組みを概観する。

(注2) 本節「韓国信用協同組合中央会と信協の概要」については、古江(2015)を参照している。

## 2 住民信用協同組合の取組み

### (1) 歴史と概要

ソウル特別市の南に位置する京畿道城南キョンギドソナム市は70年代後半、ソウル特別市の開発を受け、立ち退きを迫られた多くの人々が身を寄せた地域であり、テント生活を余儀なくされる人々もいたという。このような状況を改善するため、79年、プロテスタント教会の牧師が中心となって、教会内に住民信協ジユミン(設立当初の名称は住民教会信協、写真2、3、4)が設立された。

93年、同信協は伝統市場(商店街)へと店舗を移転したことがきっかけとなり、地域信協へと転換、信徒に加え、市場関係者も組合員となった。そして2000年代半ばには、組合員のアクセスの利便性を高めるため、他の金融機関も店舗を構える大通りに



写真2 京畿道城南市に本店を置く住民信協



写真3 住民信協本店の預金カウンター



写真4 住民信協本店入口にあるカフェ

再び移転した。

住民信協は現在、総資産3,100億ウォン(310億円)<sup>(注3)</sup>、組合員数3万5,000人、職員28人(18年)へと拡大しており、主力商品は住宅ローンとなっている。また伝統市場に店舗を構えている組合員は業務の都合上、信協窓口を頻繁に訪れることができない。そこで同信協の職員は集金や両替業務のため取引先のもとを頻繁に訪問する。組合員が住民信協を利用する理由は、伝統市場内に店舗があるため自宅から近いというロケーションや、信協の預金3,000万ウォン(300万円)までの利息が非課税であるという税制優遇(全信協共通)に加え、教会の信徒が組合員の中核であるという設立以来の関係性

も重要な要素となっている。

(注3) 本稿では1ウォン=0.10円で邦貨計算している。

## (2) 社会的企業や協同組合への支援

住民信協は、個人融資やきめ細やかなサービスを武器に事業を拡大してきたが、低金利時代を生き残るためには取引先拡大による収益の多様化は欠かせないという。そこで、同信協では、協同組合としてのアイデンティティを維持しながら、取引先の多様化を進めるため、社会的企業や協同組合への支援や融資に取り組むようになった。

韓国ではリーマン・ショック前後の2000年代後半から、格差が社会問題として大きく取り上げられるようになった。そこで07年に社会的企業育成法の制定や、12年に協同組合基本法が施行されるなど、組合員や地域社会への貢献を考慮に入れた新たなビジネスモデルのあり方に注目が集まるようになった。

これらの流れもあり、住民信協の役職員

はスペインのモンドラゴン協同組合グループの協同組織金融機関であるラボラール・クチャ (Laboral Kutxa)、カナダの協同組織金融機関であるバンシテイ (Vancity : Vancouver City Savings Credit Union) を視察、研究することで、信協の事業モデルの再構築を図った。第2表は住民信協が取り組んだ4つの事例である。

第2表以外にも住民信協は多様な取り組みを行っているが、注目すべきはハンサリム生協 (後述) を支援したことで信協の組合員も増加したことである。またハンサリム生協がカード会社に支払う手数料額も多額であることから、同信協では同生協にデビットカードの利用推進を提案することで手数料額の削減を目指している。このことは生協の運営コストを削減するとともに、信協の事業にも貢献する。今日では、住民信協、ハンサリム生協、市民株主企業、社会的企業、協同組合など80社 (組合) が集まる社会的経済ネットワークという枠組みを

第2表 住民信協が取り組む社会的企業や協同組合への支援

	支援内容
市民株主バス (社会的企業) の支援	韓国の社会的企業は3年間、「予備社会的企業」として運営された後、審査を経て認定される。ただし、予備社会的企業が社会的企業となれるかどうかは不確実性が伴うため、銀行は一般的に予備社会的企業に融資を行わない。住民信協は予備社会的企業であった「市民株主バス」(多くの市民が株主となっている地域のバス) への融資を実施。現在同社は社会的企業の認定を受け、市民の重要な交通機関として運営されている。
障がい者が働くカフェの支援	住民信協本店の出入口にはカフェが設置されている。同カフェは、障がいのある人々が働くカフェであり、住民信協は運営企業にスペースを無償で貸している。カフェの収益の一部は、奨学金に使われる。
ハンサリム生協の支援	ハンサリム生協の家賃を削減するため、住民信協スネ支店がハンサリム生協と共同でビルを借りている。
協同組合の支援	住民信協が入居するビルは自社ビルであり、事務所や小児科や歯科医院以外にも、協同組合形態のバスタ塾、東洋医療専門の協同組合なども入居しており、相場よりも安く賃貸している。また、屋上には運動場を設置し、児童センターや社会的弱者の人々が使えるようにしている (運営は社会的企業に委託)。

資料 聞き取り調査により作成

構築することで地域社会の発展に努めている。

### 3 原州バルグム信用協同組合の取組み

#### (1) 設立と地域貢献

「韓国協同組合の聖地」と呼ばれる江原<sup>カンウォン</sup>道<sup>ドウォンジュ</sup>原州市に本店を置く原州バルグム信協(写真5、6)は、カトリック教会原州教区<sup>チハクスン</sup>の池学淳<sup>チンイルスン</sup>司教と、社会運動家の張壹淳<sup>チャンイルスン</sup>氏が出会ったことがきっかけとなって設立された。

70年代初頭、池司教はウォンドン教会で司牧をする傍ら、カトリックセンター(文化センター)で映画や音楽鑑賞、フォークダンスのために集っていた若い信徒たちと協



写真5 江原道原州市に本店を置く原州バルグム信協



写真6 原州バルグム信協の預金カウンター

同組合に関する議論を続けた。池司教が協同組合に強い関心を示していた背景には、ローマで勉学をしていた時期が、第二バチカン公会議が開催されていた時期と重なり、「社会的弱者のために」という考え方に共感したからであるといわれている。そして71年に同センターの1階から2階への階段の踊り場という狭いスペースに信協が誕生した。一方、張氏はこの頃、協同組合運動に加え、民主化運動に携わり、投獄された経験があったため表舞台で信協運動を推進することが難しく、側面から支援することとなった。

80年代の原州バルグム信協の特徴は、金融環境が良好であったことが追い風となり、地域貢献を活発に行ってきたことである。例えば、同信協では韓国消防制度の救急業務が法制化される以前の80年に、純利益の7分の1に相当する金額を救急車購入のために寄付したり、80年代半ばにスタートしたハンサリム生協運動を支援するため地下の駐車スペースを第1号店に無償で貸してきた(写真7)。ハンサリム生協は現在、60万人超の組合員を抱える組合に成長している。



写真7 ビルの地下にあるハンサリム生協

## (2) IMF危機と危機から得た「教訓」

原州バルグム信協は設立以来、事業を順調に拡大してきたが、IMF危機を境に厳しい経営環境に直面した。当時は不良債権が増加し、職員が半数に減り、出資金配当を実施することも難しくなるなか、出資金の払戻請求を求める組合員が相次いだのである。

しかし、そのような経済環境でも信協の経営改善を待ち続けた組合員も少なくなかった。例えば、商売を営むある高齢者は、「困った時にどの金融機関も融資をしきれなかったが、バルグム信協だけが貸してくれた。職員には悪い人やうそをつく人もいない。今、出資金を引き出すと信協は倒産する。バルグム信協を信じたい」と他の組合員に話したという。

そして、このような組合員の思いがIMF危機を乗り越え、06年から出資金配当を再開する原動力となった。原州バルグム信協のある役員は筆者に「自らの経営がよくて、地域経済が衰退すると生き残ることはできない」と話し、改めて信協は「地域との共存」や「地域への貢献」が重要であると認識するようになったという。

## (3) 原州バルグム信協の現在

原州バルグム信協の組合員（18年10月時点、1万7,634人）の大半は商店街に店舗を構える小規模事業者や露店商であり、開業資金、住宅購入や子どもの学費のために融資を受ける（平均貸付金利は年6.5%、担保貸付は年4.8%）。小規模事業者は営業時間中に営業店（4店舗）を訪れることが難しいため、信協職員（職員数は25人）は集金サービス等を実施したり、クレジットカード決済端末機の利用促進も図っている。

同信協は、相対的に間接コストが高い傾向にある。これは前述のような地域貢献に力点を置いているからである。原州バルグム信協は5階建ての自社ビルに本店を構えているが、このビルには現在、張壹淳氏の記念館（写真8）、消費者団体、医療福祉を行う社会的企業や協同組合などが入居している。

同信協では、これらの市民団体、社会的企業や協同組合にスペースを、無償または通常よりも大幅に安く賃貸することで、様々な活動を支援している（自社ビルを5階建てにした理由は、地域の社会運動や協同組織運



写真8 ビル内にある張壹淳氏の記念館

動を支援するためである)。信協としては、組合員でない地域住民を「潜在組合員」と捉え、地域貢献や地域還元を行うことで組合員となってくれることを目指している(例えば、記念館では市民講座を開催しているが、その際、信協の取組みに理解を示すことで組合員になる者もいる)。

## 4 プルム信用協同組合の取組み

### (1) 信協設立の経緯と概要

チョンチョンナム ド ホンソングンホンドンミョン

忠清南道洪城郡洪東面は有機農業や韓牛の飼育が盛んな地域である。同地域にはキリスト教信徒が設立したプルム農業高等技術学校があり、農業振興に加え、協同組合運動にも大きな影響を与えた。69年11月、プルム農業高等技術学校の教諭と卒業生によって設立されたプルム信協(本店: 洪東面、写真9、10)は、72年に信協として認可されて以来、黒字経営を続けている優良組合である。18年9月時点での業績は、組合員数3,469人、総資産438億ウォン(43.8億円)、



写真9 忠清南道洪城郡洪東面に本店を置くプルム信協



写真10 プルム信協の預金カウンター

預金額369億ウォン(36.9億円)、貸付額303億ウォン(30.3億円)であり、自己資本比率は業界トップクラスの10.16%である。

同信協は、90年代に広がったヤミ金問題などの解決に対処するなど地域社会の健全化に大きな役割を担ってきた経緯がある。そのため、地域社会からの信頼も高く、「知り合いからの紹介」「組合員からの紹介」で取引を開始する顧客が多い。現在の無担保融資では、家計を預かる女性組合員の借入れが多く、負債整理融資も実施している。また担保付融資は、住宅ローンや、商店街の小規模事業者への事業融資が多い。

同組合員のなかには銀行と取引ができない人々もいるため、他金融機関より預金利息を高くし、ローン金利を低くするように努力してきた。しかし営業地域では組合員の高齢化も進んでいることなどから、近年では都市部の分譲マンションへも融資を行っている。この融資は組合員以外への融資であり、比較的高い金利が確保できる(信協における組合員以外への貸出は貸出総額の3割以内と規定されている)。

## (2) 熟慮する理事会、少数意見を反映させる総会

プルム信協の経営で注目されることは、理事会に時間をかけることである。通常、信協の理事会は、1～2時間で終了することが多いといわれるが、同信協では理事会が始まる前に必ず理事が自らの役割を確認して、理事会に臨むことにしている。そして会議時間は3～4時間、時には昼食を挟んで5～6時間にも及び、活発な議論が続いている。このような熟慮する理事会とした背景には「理事としての責任感を高めてほしい」という思いからである。

また総会においても、信協は「民主主義センター」としての役割を担うとの観点から、少数者の意見を積極的に取り入れており、事業計画が修正されることもある。同信協では信用事業のほかに、82年から飼料販売事業を開始した。このきっかけは、組合員が総会で突如、「飼料販売事業をしてほしい」と訴えたからである。現在は、農家が飼料メーカーと直接取引するため、信協が扱う取引量は少なくなっているが、注文を受けると信協職員は組合員のもとまで配達する。窓口と飼料販売事業を担当している職員は、「取引先とふれあうことができるとともに、韓牛に安全な飼料を与えるためには飼料販売事業は必要」と話す。

同信協も地域貢献については、様々な取り組みを行っているが、特筆すべきことは、95年から組合員とともに洪東川沿いに合計2,400株の桜を植樹したり、韓国信用協同組合中央会と信協が設立した「信協社会貢

献財団」(Credit Union Social Contribution Foundation)の医療活動等のボランティア活動を実施していることである。

## (3) 実力のある職員は高齢者とも仲がよい

前述したようにプルム信協の組合員は高齢者比率が高く(60代の割合は20%、70歳以上の割合は16.4%)、なかにはささいなことで声を荒げる者もいる。そこで役職員は組合員にわかりやすく、丁寧に説明することを心がけている。ある管理職は「実力のある職員は高齢者とも仲がよい」と話すように、細やかな心遣いと組合員目線を徹底することで支持を得ていることは注目される。また同信協では年金受取口座のある組合員には、サービスの一環として毎年6月、12月に年1万ウォン(1,000円)を振り込んだり、水墨画教室などの「文化事業」や山岳会などの交流事業にも力を入れている。

加えて、同信協では、地元の公立幼稚園に通う園児を対象に通帳を開設する取り組みも実施している。これは金銭教育的な観点から行われたものであるが、園児が小学校に通うようになると、夏場は下校途中に信協に立ち寄ってウォーターサーバーの水を飲んだり、クーラーで涼んでから帰宅することもある。このように高齢者や小学生が気軽に立ち寄ることができる雰囲気醸成し、受け入れられることが生き残りを図るうえでは欠かせない。

プルム信協では、低成長、低金利時代になると、小規模な金融機関は経営が厳しく

なるとの見方を示している。そのため、財務の健全性と収益を確保するとともに、「熟慮する理事会」「少数者の意見を反映させる総会」によって役員の実任を自覚するとともに、組合員との関係性を強化することで、生き残りを図っている。

## 5 禮誠信用協同組合の取組み

### (1) 信協の概要

キョンサンブクド イェチョングンチ ポミョン イェソン  
慶尚北道禮泉郡知保面に本店を置く禮誠  
信協（写真11、12、13）は15年、知保信協と  
アンゲ  
安溪信協が合併することで誕生した（18年  
9月時点、総資産621億ウォン [62.1億円]、役



写真11 慶尚北道禮泉郡知保面に本店を置く禮誠信協



写真12 禮誠信協の預金カウンター



写真13 禮誠信協の組合員休憩室（フリースペース）

職員数18人、自己資本比率5.08%）。組合員数は5,974人（18年9月）であるが、うち60代が21%、70代が31%となっている。そのため、禮誠信協は総会が終了すると、地域にある35か所の老人ホームを訪問、餅や飲み物を持参して、組合の決算や今後の事業計画を報告する。1日に3か所ほどを訪問するが、35か所を訪問すると1,000人の組合員と面談することになる。

営業店は知保面（旧知保信協）と安溪面（旧安溪信協）に配置しているが、距離があるため安溪面の組合員は、知保面で開催される総会に参加することが難しい。そこで禮誠信協では安溪支店でも決算報告などを実施している。当初は500人ほどが出席していたが、回数を重ねるごとに参加者が増え、現在では800人ほどが参加する。

### (2) 農家や露店商への接待

禮誠信協の営業地域は、コメや葉タバコの栽培が盛んな地域であるが、通りにはいくつかの金融機関が店舗を配置しているため競争が激しい地域でもある。そこで同信

協は、様々な地域貢献を展開することで顧客を獲得し、生き残りを図ってきた。

そしてその一つが地域の人々を<sup>ねざら</sup>勞う接待である。同信協ではコメや葉タバコの出荷が最盛期を迎える11～1月に買取所を訪問し、農家の人々にパン、牛乳、<sup>なつめちや</sup>棗茶を配る接待を実施した。この取組みは27年間継続しており、農家の人々も「信協に何か見返りを」という思いから、政府から受け取る補助金の口座を信協に開設してくれるようになったという。

また、知保面や安溪面では近隣に大型スーパーなどがいないため5日に1回、通りで露店の伝統市場が開かれる。その際にも理事長や職員は、夏場はヨーグルト、冬場は棗茶をふるまう。露店商の90%ほどが同信協の組合員であり、寒さの厳しい冬場は特に喜ばれる。

### (3) 多文化家族支援と事務代行サービス

禮誠信協の営業地域では、国際結婚した多文化家族が多いという特徴がある。多くの家族は、幸せな結婚生活を営んでいるものの、なかには配偶者が祖国に帰国するケースもあり、高齢者等が残された子どもたちの日々の面倒を見ている。この場合、日々の生活は問題がなくとも、高齢であるため、休日などに孫を遊園地に連れて行くのは難しい。そこで同信協では、5月5日の子ども日に多文化家族を含めた地域の多くの人々が参加できるイベント（水ロケット打ち上げ大会やマジックショー）を開催したり、バスをチャーターして遊園地に遊びに行く

取組みを実施している。

さらに同信協では、同窓会や地域の人々が参加するサークル活動に伴う案内状の作成や会費の納付といった事務作業、地元の教会がミサの前に配布するニュースレターの印刷といった業務も無料で代行している。そしてこのような地道な活動を長年実施してきたため若年層が組合員となったり、高齢者が信協に年金受給口座を開設するという。

### (4) 地域を知り尽くしているから無担保ができる

組合員の業務を勞う接待、多文化家族を支援するためのイベント、無料の事務代行サービスなどは、コスト、手間と労力がかかる取組みである。しかし、これらの活動を長年継続してきたからこそ、地域に必要とされる金融機関となり、多くの組合員や家族とふれあうことができたのである。そしてこれらの取組みは「地域を知り尽くす」ことにつながり、「目利き力」が向上することにもなる。そのため同信協の貸付金額の4割は無担保融資である。また、同信協の審査期間は1～2日と、すばやく対応できることも、地域を熟知しているからにほかならない。

ただ、地域貢献など様々な取組みを実施するには、職員の協力が不可欠である。そこで禮誠信協の理事長が重視していることが、常に職員の意見をマネジメントに取り入れた「全員参加型経営」である。これは不平や不満が職員にあるとチームワークが

乱れ、組合員に対してよい仕事ができないという判断からであり、「本店を建設する際に事務室のレイアウトをどうするのか」や、安溪信協と合併を判断する際には「厳しい経営状況の信協であるが、合併しても負担にならないか」と何度も職員と議論したという。このように、全ての職員を経営の意思決定に参画させることが、高齢化が進行する状況のなかでも収益性を確保するビジネスモデルを構築する原動力となっていることは注目される。

## おわりに

以上、4つの信協の取組みをまとめてみた。

まず、4つの信協で共通していることは、①小規模事業者や露店商が組合員に多く、集金業務など渉外活動をこまめに行っていること、②地域貢献活動に真摯に取り組んでいること、である。①については、組合員への利便性を高めるとともに、組合員とのコミュニケーションを深めることができるため、他金融機関との差別化という側面もあるが、やはり、「常に組合員目線で業務を行うことを忘れない」という協同組織金融機関としてのアイデンティティを体現した活動といえよう。またプルム信協のように、「少数者の意見を反映させる」というスタンスも組合員目線には欠かせない。

②地域貢献の取組みについては、IMF危機という未曾有の状況のなか、信協を信じて支えてくれたのは、長年信協の取組みを

見てきた組合員であったという原州バルグム信協の事例でもわかるように、地域の人々に必要とされる金融機関に必要な要素であることがわかる。また地域貢献活動を繰り返すことは、こまめな渉外活動と同様、地域を知り尽くすことにつながる。これは接待やイベントなどを通じ、組合員との交流を図ることで「目利き力」が強化され、このことが無担保融資を実現する基盤となっている禮誠信協の事例でもわかる。

しかし、信協のなかには、長期的な観点から経営の舵取りを行うのではなく、例えば、銀行のような経営方針を掲げる信協や、有価証券買入れに力を入れる信協もあるという。また、当局のスタンスが、担保貸付を重視していることもあり、地域に密着することで獲得できる「目利き力」を生かしきれない状況に陥っているという意見もあった。

一方、住民信協や原州バルグム信協の事例で見てきたように、韓国社会で協同組合や社会的企業に注目が集まるようになるなか、都市部の信協では、協同組合や社会的企業への支援や融資を新たな事業の柱にしようとしている動きがある。ただし、協同組合や社会的企業への融資については、審査を含め協同組合や社会的企業の評価制度をどのように確立していくのかという課題もある。この点に関して、韓国政府は、社会的企業を支援するファンドを設立し、保証業務にも活用できるスキームを構築するなどの取組みを始めているが、住民信協の役員が指摘するように、社会的企業の審査

には地域のレピュテーションという定性分析が欠かせず、ここでも目利き力が問われるようになっている。

「低成長、低金利」という金融環境の変化は、金融機関に経営規模の拡大を促したり、有価証券投資へとシフトするインセンティブを高める大きな要因になる。しかし、厳しい経営環境となるからこそ、今まで以上に地域に寄り添うスタンスを掲げ、地域社会を知り尽くすことが環境変化や様々なリスクに対処する方策の一つとなっていることは、協同組織金融機関の経営のあり方に

多くの示唆を与えるといえよう。

#### <参考文献>

- ・古江晋也 (2015) 「韓国におけるクレジットユニオン運動の展開」『農林金融』12月号
- ・Han, In-soo & Yeon-soo Kang (2013) "A Hidden Contributor to the Korean Miracle: The Korean Credit Union Movement," *Journal of Money and Economy*, Vol.8 No.2, Spring.
- ・韓国信用協同組合中央会アニュアルレポート "2018 Credit Union Movement in Korea"

(ふるえ しんや)

### 発刊のお知らせ

## 農林漁業金融統計2018

A4判 193頁  
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753  
FAX 03(3351)1153

発 行…農林中央金庫  
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

<発行> 2018年12月

# 英国におけるエネルギー協同組合の 動向と役割

—スコットランドの3事例をもとに—

主事研究員 寺林暁良

## 〔要 旨〕

英国スコットランドのディングウォール風力発電協同組合、ウェスター・デリー風力発電協同組合、ドンサイド・コミュニティ水力発電組合という3つのエネルギー協同組合の動向や役割について考察した結果、次のことが明らかになった。第1に、英国ではネットワーク組織が協同組合方式をパッケージ化して設立を支援することで、エネルギー協同組合の設立が相次いできた。第2に、エネルギー協同組合が地域の協同組合として評価される軸となっているのは、コミュニティ・ファンドによる地域への利益還元（コミュニティ・ベネフィット）である。第3に、英国では再生可能エネルギー政策の見直しによりエネルギー協同組合の新設や拡大が難しくなっているが、エネルギー協同組合は農業者や地域コミュニティに利益をもたらす“手段”としての側面が強いことから、既存組織の運営を全うできればよいという“割り切り”がみられる。

## 目 次

はじめに	(2) 運営および管理体制
1 問題設定と調査方法	(3) 利益分配と地域コミュニティとの関係
(1) 英国の協同組合制度とエネルギー協同組合の概要	4 ドンサイド・コミュニティ水力発電組合
(2) 問題設定	(1) 設立経緯
(3) 調査地と調査方法	(2) 運営および管理体制
2 ディングウォール風力発電協同組合	(3) 利益分配と地域コミュニティとの関係
(1) 設立経緯	5 考察
(2) 運営および管理体制	(1) 協同組合方式のパッケージ化
(3) 利益分配と地域コミュニティとの関係	(2) コミュニティ・ベネフィット
3 ウェスター・デリー風力発電協同組合	(3) 政策への“割り切り”
(1) 設立経緯	おわりに

## はじめに

欧州各国では、再生可能エネルギーの導入を通じて地域づくりを進める地域が増えている。特に、市民や地域コミュニティがエネルギー事業を行うために設立する協同組合はエネルギー協同組合 (Energy Cooperative または REScoop: Renewable Energy Sources Cooperative) と呼ばれており、その数は欧州全体で3,500組合以上に<sup>(注1)</sup>ばる。

欧州のエネルギー協同組合は、エネルギーの自治や透明性の確保といった社会的価値、地域経済の活性化といった経済的価値の両面の実現をボトムアップで目指しているという点で、日本で再生可能エネルギー導入のあり方を考えるためにも示唆的である(寺西・石田・山下編 (2013)、寺林 (2018))。

英国も近年エネルギー協同組合の設立が進んできた国のひとつである。特にスコットランドは、政府が「コミュニティや地域が所有する再生可能エネルギー設備を2020年に1GW<sup>(注2)</sup>、30年に2GW<sup>(注3)</sup>まで増やす」という目標を掲げるなど、地域主導の再生可能エネルギー事業の導入に意欲的であることが知られ、エネルギー協同組合をはじめとする地域組織の役割に対する期待も高い。

そこで本稿では、英国、特にスコットランドにおけるエネルギー協同組合の目的や役割、地域づくりとの関係について明らかにする。

(注1) 欧州のエネルギー協同組合については、寺

林 (2018) で論じている。また、欧州エネルギー協同組合連合 (REScoop.EU) のホームページも参照のこと。

<https://www.rescoop.eu/> (閲覧: 18年11月29日)

(注2) 本稿では基本的に設備容量の単位としてkWを用いるが、場合によってはMW (1MW=1,000kW) やGW (1GW=1,000MW) も用いる。発電単位も同様にkWhのほかGWhを用いる場合がある。

(注3) スコットランド政府は11年に「20年までにコミュニティや地域が所有する再生可能エネルギー設備を500MWまで増やす」という目標を掲げたが、15年にこの目標を早々と達成したため、目標が上方修正された。なお、スコットランド政府によると、15年の生産量に占める再生可能エネルギー (揚水発電を除く) の割合は43%となっている。

<https://www2.gov.scot/Topics/Statistics/Browse/Business/TrendData> (閲覧: 18年11月29日)

## 1 問題設定と調査方法

### (1) 英国の協同組合制度とエネルギー協同組合の概要

まず、英国のエネルギー協同組合について、簡単に説明しておきたい。

協同組合の法的位置づけは国によって異なる。例えば、日本には農業協同組合法、消費生活協同組合法など、業種ごとに協同組合法がある。また、ドイツには分野共通の協同組合法があり、あらゆる種類の協同組合をこの法律のなかで設立することができる。

一方、英国には法人形態として協同組合があるわけではなく、会社 (company) や組合 (society) のような法人格のある団体、パートナーシップ (partnership) や信託 (trust) のような法人格のない団体に限らず、自主・

自立や民主主義の重視といった協同組合の原則に沿って運営される場合に商号に「協同組合」を冠することができる。<sup>(注4)</sup>

そのため、エネルギー協同組合もさまざまな法人形態で設立できるが、実際には組合が選択されることが多い。英国協同組合連合会 (Co-operatives UK) のデータベースによると、18年第3四半期のエネルギー協同組合数は237にのぼるが、<sup>(注5)</sup> 法人形態をみると、そのうち228 (96.2%) が組合となっ<sup>(注6)</sup> ている。

組合とは、「協同組合およびコミュニティ利益組合法 (Co-operative and Community Benefit Society Act 2014)」に沿って設立される法人形態で、①組合員によって運用される (一人一票原則)、②総会や出資、監査について定めた定款を有する必要がある、③金融行動監視機構 (FCA) に登録されるなどの特徴を持つ。組合には真正協同組合 (bona fide co-operative) とコミュニティ利益組合 (CBS or BenCom: community benefit society) の2種類があり、両者の違いは前者が組合員の利益増進を目的とするのに対し、後者は利益を地域コミュニティの資産とすることなどが挙げられる (中島 (2018))。

**(注4)** 英国の協同組合法制度に関する詳細は、Snaith (1996) や中島 (2018) を参照のこと。また、各法人形態で協同組合を設立する方法についてはCo-operatives UK (2017) を参照のこと。日本には、エネルギー協同組合法の設立に適した協同組合関連法がない (寺林 (2014)) が、日本でも英国のように株式会社や合同会社などを協同組合方式で運営することで「エネルギー協同組合」とする可能性が検討できる (寺林 (2018))。

**(注5)** 正確には、「エネルギーまたは環境分野の協同組合」の数。なお、英国協同組合連合会への

加盟は義務ではないため、同データベースは英国のエネルギー協同組合の全数を網羅していない可能性がある。

**(注6)** そのほかの法人形態は、コミュニティ利益会社 (CIC: community interest company) が1、会社が4、法人格不明が4となっている。なお、スコットランドには22のエネルギー協同組合があり、そのうち19が組合、1が会社、2が法人格不明となっている。

## (2) 問題設定

次に、英国、特にスコットランドのエネルギー協同組合に関するデータや先行研究を参照しながら、本稿の問題設定を明確にする。

### a ネットワーク組織との関係

問題設定の第1は、エネルギー協同組合とそのネットワーク組織との関係についてである。

エネルギー協同組合は、市民や地域コミュニティが主導するがゆえに小規模であり、設立段階においてノウハウや資金調達などの面で問題を抱える場合が少なくない (Huybrechts and Mertens (2014))。そのため、新たなエネルギー協同組合を立ち上げる際のプロセスを問うことが重要になる。

これに対し、ひとつの解決策となりうるのが、各エネルギー協同組合をとりまとめるネットワーク組織の活用である (Huybrechts, Creupelandt and Vansintjan (2018))。英国はエネルギー協同組合のネットワークが特に強固な国であり、地域やグループを統括するように20ほどのエネルギー協同組合のネットワーク組織や連合組織が存在している (Community Energy England and Community

Energy Wales (2018))。

これらのネットワーク組織は、各エネルギー協同組合の設立や運営の支援を行っているものの、その役割に関する事例をもとにした報告は少ない。そこで、このようなネットワーク組織や連合組織が英国でのエネルギー協同組合の拡大にどのような役割を果たしているかを述べたい。

## b 地域コミュニティとの関係

第2に、英国のエネルギー協同組合が地域コミュニティとどのような関係を築いているかを考察したい。

英国では、地域コミュニティがかかわるエネルギー事業をコミュニティ・エネルギー (community energy) と呼び、地域コミュニティの再生と発展に資することがとりわけ重視されてきた (Seyfang, Park and Smith (2013))。コミュニティ・エネルギーに明確な定義はないが、①個人や私企業の事業ではなく人々の集合行為であること、②地域コミュニティが事業を所有すること、③地域コミュニティが意思決定に参加すること、④地域コミュニティが利益を得ること、といった特徴が整理されている<sup>(注7)</sup>。

英国でコミュニティ・エネルギーという概念が根付いてきた背景には、次のような歴史が関係している。英国、特に中山間地域や離島地域を多く抱えるスコットランドでは、70年代に地域の社会や経済が疲弊するなかでコミュニティ再生運動が盛んになり、ボトムアップ型の地域コミュニティ開発が政策的に推し進められてきた。そして、

その主体となったのが「地域協同組合」と呼ばれる地域コミュニティと一体となった協同組合であった (Gordon (2002)、中川 (2005))。

スコットランド政府は、2000年代以降も「土地開発法 (Land Reform [Scotland] Act 2003)」をはじめとするコミュニティ支援策を続けてきた。このような流れのなかで、再生可能エネルギー開発もおのずとコミュニティの再生や発展と結び付けられてきた (Slee and Harnmeijer (2017))。スコットランドでコミュニティ・エネルギーや地域所有による再生可能エネルギー導入が目標に掲げられたことにも、こうした背景がある。

このように、英国、特にスコットランドにはコミュニティ・エネルギーという概念が根付いており、エネルギー協同組合にも、地域コミュニティの再生と発展の担い手としての役割が期待されている。スコットランドのエネルギー協同組合の役割を明らかにすることで、エネルギー協同組合の地域コミュニティへの関与のあり方について考察を深めることができると思われる。

**(注7)** 英国コミュニティ・エネルギー連合 (Community Energy Coalition) のホームページを参照。

<https://www.ukcec.org/> (閲覧：18年11月29日)

**(注8)** 本稿では議論できなかったが、コミュニティ・エネルギーを担う組織としては、スコットランドではエネルギー協同組合のほかにディベロップメント・トラスト (development trust) と呼ばれる地域開発組織の役割も重要である (Haggett et al. (2013)、Slee and Harnmeijer (2017))。

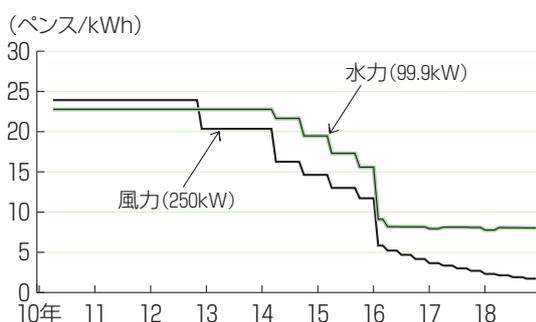
### c 近年の再生可能エネルギー政策との関係

第3に、英国のエネルギー協同組合が近年の再生可能エネルギー政策の変遷にどのように対応しているのかを明らかにしたい。

英国では、10年に電力の固定価格買取制度 (FIT) の運用が始まり、再生可能エネルギーの導入が促進されてきた<sup>(注9)</sup>。しかし、それによる電力コストの上昇が大きな問題となり、16年にはFITの買取価格が大幅に改定されるなど、再生可能エネルギーの普及政策の見直しが進んでいる (第1図)。また、送配電網の容量不足により、送配電会社からの接続許可が得られないケースも増えている。

こうした状況は、エネルギー協同組合の設立動向にも影響を与えている。英国協同組合連合会のデータベースをもとに再生可能エネルギー協同組合の新設数をみると、英国全体では15年に、スコットランドでも13年から

第1図 英国のFIT買取価格の推移



資料 英国ガス・電力市場局 (Ofgem) ホームページ (<https://www.ofgem.gov.uk/environmental-programmes/fit/fit-tariff-rates>、閲覧: 18年11月30日) より作成

- (注) 1 消費者物価指数により18年10月現在価格に調整済の値。  
2 英国ではFIT買取区分が時期によって変わっているため、目安として後述の3事例に関する風力(250kW)と水力(99.9kW)のFIT買取価格の推移のみを提示している。

15年にかけてピークを迎えたが、それ以降はその数が大きく落ち込んでいることがわかる (第2図、第3図)<sup>(注10)</sup>。

このように、英国におけるエネルギー協同組合の設立のピークはすでに過ぎており、英国の再生可能エネルギー政策の動向を考慮しても、今後もその数の増加を見込むことは難しい。こうしたなかで、英国の既存のエネルギー協同組合が政策動向をいかに捉え、どのように対応しているのかを論じる。

(注9) ガス・電力市場局 (Ofgem: Office of Gas and Electricity Markets) によると、英国の17年末の再生可能エネルギーの発電量は9万8,900GWhで、総発電量に占めるシェアは29.4%

第2図 英国のエネルギー協同組合数の推移



資料 英国協同組合連合会のデータベースより作成  
(注) 正確には「エネルギーまたは環境分野の協同組合」。18年は第3四半期までの値。

第3図 スコットランドのエネルギー協同組合数の推移



資料、(注)とも第2図に同じ

である。英国の電力および再生可能エネルギー政策については山口（2014）を参照のこと。

(注10) 第2図、第3図からは解散数が増加していることもわかるが、そのすべてが新設から数年で解散に至ったケースである。これらは、エネルギー協同組合を立ち上げたものの、政策の変更により計画していた事業が困難になり、新たな事業を企画することも難しいため、解散に至ったものと思われる。

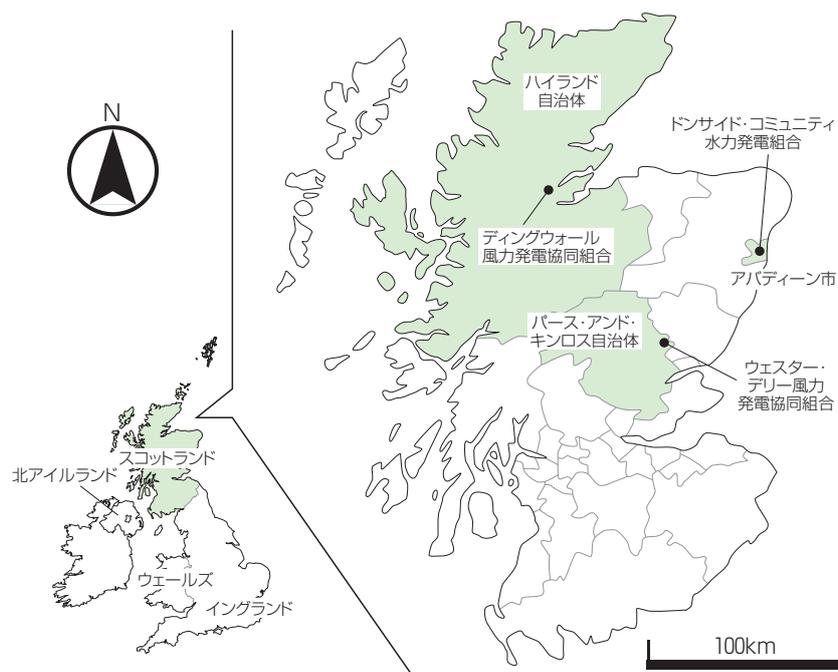
### (3) 調査地と調査方法

以上のような問題設定のもと、本稿ではスコットランドのディングウォール風力発電協同組合（Dingwall Wind Co-operative Limited）、ウェスター・デリー風力発電協同組合（Wester Derry Wind Co-operative Limited）、ドンサイド・コミュニティ水力発電組合（Donside Community Hydro Limited）という3つのエネルギー協同組合を取り上げる（第4図）。

3事例には、次のような共通点がある。第1に、いずれもシェアエナジー（Sharenergy Co-operatives Limited）というネットワーク型の協同組合連合組織と関係を持っていることである。シェアエナジーは、イングランドのシュルーズベリー（Shrewsbury）を本拠地とする理事3人、職員6人の組織で、英国各地でこれまでに70のエネルギー協同組合の設立や運営を支援してきた<sup>(注11)</sup>。シェアエナジー自体も真正協同組合であり、組合員は上記のエネルギー協同組合やコミュニティ・エネルギーに賛同する個人などである。

第2に、組合員の出資配当とは別に、コミュニティ・ファンドを設けて地域コミュニティに利益を還元している点である。エネルギー協同組合は、協同組合の組合員

第4図 スコットランド地図と調査地の位置



資料 筆者作成

(出資者) への配当によって利益還元を行うが、コミュニティ・ファンドはそれとは別枠の地域コミュニティへの寄付金である。コミュニティ・ファンドの設立は、英国のエネルギー協同組合にとっては一般的であり、公益信託 (charitable trust) として運用されるため非課税であるなどの特徴がある。

事例調査にあたっては、まず、各エネルギー協同組合の出資募集説明書 (Dingwall Wind Co-operative (2013)、Wester Derry Wind Co-operative (2014)、Aberdeen Community Energy (2016)) などをもとに文献調査を行った。そして、18年8月に3つのエネルギー協同組合を訪問し、それぞれの理事に対して2～3時間のインタビュー調査を実施した。

以下では、3つのエネルギー協同組合で行った調査の結果を紹介し、問題設定に沿って考察を行う。

(注11) シェアエナジーの事業内容は、①立地選定や初期調査の支援、②事業計画支援、③事業組織設立支援、④出資募集、⑤資金管理、⑥土地所有者との交渉、⑦技術提供、⑧合意形成支援、⑨苦情処理などである。

## 2 ディングウォール風力発電協同組合

### (1) 設立経緯

スコットランド北西部のハイランド自治体 (The Highland Council) にあるディングウォール (Dingwall) は、人口5,400人の町である。ディングウォール風力発電協同組合は、14年6月にこの市街地を見下ろす丘

陵地の農場 (Knockbain Farm) 内で250kW (WTN社製) の風車の運転を開始した。

農場の経営は、イングランドからの移住者であるロケット夫婦が71年から行っており、現在は息子夫妻も経営に加わっている。総面積250haの大半が牛や羊の放牧地で、そのほかにウイスキー用の大麦や種イモ用ジャガイモなども生産している。息子のリチャード・ロケット氏 (Richard Lockett) は09年から農場保全や補助金申請に関するコンサルティング会社を経営しているほか、ロケット夫婦は14年から農家民宿 (B&B) も営んでいる。

農場への風車設置を企画したのは、息子のリチャード氏である。氏は大学で環境学を専攻するなど、もともと環境問題に関心を持っていた。また、農場が風況に恵まれていたことから、風車を設置することで農業経営に追加収入をもたらさうと考えた。



ディングウォール風力発電協同組合の250kW風車

そこで、10年に農場の自己資金を用いて開発会社（Knockbain Renewables Limited）を立ち上げて風況調査や環境影響調査を進め、12年12月に建設計画許可<sup>(注12)</sup>、13年10月にFITの事前承認<sup>(注13)</sup>を取得した。

事業の実現にめどがついた一方、課題となったのが風車建設の資金調達の方法であった。そこで風車建設会社に相談したところ、紹介を受けたのが事業設立支援を行う協同組合の連合組織であるシェアエナジーであった。リチャード氏は、早速シェアエナジーに連絡を取り、協同組合方式での資金調達について説明を受けた。氏は、協同組合の参加型の事業運営に共感し、シェアエナジーと連携して事業を行うことをすぐに決めた。こうして、13年5月に真正協同組合として定款を作成し、協同組合を設立した。

ディングウォール風力発電協同組合は、13年9月の出資募集に合わせて出資募集説明書を発行し、住民説明会や新聞広告、個人宅へのポスティングなどの広報を行った。こうした広報の方法も、シェアエナジーから指導を受けた。その結果、わずか1か月間で目標の85.6万ポンドを集めることができた。出資者（組合員）は179人で、そのうち75%がディングウォールから15マイル（約24km）以内に居住する人々だった。シェアエナジーを通じても出資募集を行ったため、一部イングランドや外国からの出資者もいた。

85.6万ポンドの内訳は、開発会社への支払いが15.7万ポンド、設備建設費用が66.9万

ポンド、組織設立や出資募集にかかる費用が3万ポンドであった。協同組合は、こうして集めた資金によってリチャード氏が立ち上げた開発会社から事業を買い取り、事業の主体となった。なお、同協同組合は、スコットランドで最初の風力発電協同組合である。

**(注12)** 風車の建設には、「スコットランド市街地・田園計画法（Town & Country Planning [Scotland] Act 1997）」に基づき、自治体および政府からの建設計画許可が必要である。

**(注13)** 英国には、OfgemからFITの認定を受けてから一定期間は承認時点の価格が保証されるという事前承認制度（preliminary accreditation）がある。その期間は、太陽光では6か月以内、風車では1年以内、水車では2年以内となっている。

## (2) 運営および管理体制

ディングウォール風力発電協同組合では、事務局を兼任するリチャード・ロケット氏、元電気技術者（2人）、コミュニティ開発の専門家、エネルギー事業者の合計5人が理事を務めている。

同協同組合が開催する年次総会には、毎年30～40人が参加する。年次総会自体は事業報告とその承認が主であり、活発な議論にはならない。そのため、16年からはエレクトション・ハスティング（election hustings）という自由に意見を出し合うイベントも年次総会と同時開催している。

風車設備の運転状況については、メーカーが遠隔でモニタリングを行っており、計器が異常を検知すると協同組合の理事に連絡が入り、理事が対応するしくみになっている。理事で対処できない大きな異常にはメーカーの技術者が対応する。また、6か

月ごとにメーカーによる定期点検も行われる。

組合員の出資金など、協同組合の運営と管理については、シェアエナジーが年間2,000ポンドのサービス料を受けて担当している。

### (3) 利益分配と地域コミュニティとの関係

協同組合では、事前の風況調査に基づき、年間平均風速6.5m/秒と設定し、FITの買取期間である20年間の事業収支シミュレーションを立てている。それによると、売電収入（1kWhあたり23.5ペンス<sup>(注14)</sup>）による総収益は321.7万ポンドで、費用等を差し引いた事業利益は177万ポンドとなっている。組合自体には法人税がかからないため、事業利益は①土地所有者（農場）、②組合員（出資者）、③コミュニティ・ファンドで分配される。

①土地所有者（農場）には、毎年、総収益の13.5%程度、20年で43.7万ポンド程度が土地賃借料として分配される。19%の消費税（VAT）がかかることを考慮しても、農場の副収入源としては決して小さくない額だといえる。

②組合員への配当は、20年間で111.4万ポンドの計画である。組合員は250～2万ポンドの間で出資することができ、税引後の内部収益率（IRR）は7.5%と想定されている。また、同協同組合が設立した当時は、再生可能エネルギー事業の創設にEIS（Enterprise Investment Scheme）あるいはSEIS（Seed Enterprise Investment Scheme）

と呼ばれる投資減税制度を利用することができた。これは、出資額の最初の15万ポンドについては、SEISによって元本の50%の額まで減税が受けられ、それ以外についてもEISによって30%の減税が受けられるという制度である。これらの減税制度を利用した場合、組合員配当の内部収益率はEISで10.9%、SEISで14.0%となる。内部収益率が高いのは、4年目から元本の返金が始まり、FITが終了する20年後には組合員へ出資金を完済し、協同組合を解散する計画を立てているからである。

③コミュニティ・ファンドは、発電実績に応じて協同組合から地域コミュニティに対する寄付を行うものである。年間8,000ポンド以上、20年間で21.9万ポンドという計画である。組合員は、年次総会でコミュニティ・ファンドの対象とするテーマを決め、寄付を行う団体を公募し、そのなかから対象団体と助成額を電子投票によって決定する。近年は「人々が野外に出ることを促進する」というテーマが選ばれており、17年度には①ボートクラブ、②森林整備団体、③公園管理団体、④運動場管理団体、⑤フットパス（散策路）整備団体の5団体を対象とし、1団体につき250～2,000ポンドを寄付した。なお、対象となるのは、ディングウォールやその周辺地域を拠点とする団体のみである。

協同組合は、想定よりも風況が弱いケース（年間平均風速6.0m/秒）の収支シミュレーションも公開しており、その場合、①土地所有者への分配は事業利益の10%程度、

②組合員の内部収益率は6.5%（EISは9.8%、SEISは12.8%）、③コミュニティ・ファンドの寄付額は年間2,000ポンドとなる。

実際の発電量は年ごとの風況によって前後するものの、これまではおおむね計画どおり進んでおり、配当も順調に行えているという。出資金の返金も、予定どおり18年から始まっている。事業当初は風車を増設し、協同組合を成長させていく可能性も考えていたが、近年のFITの状況から判断し、20年での事業完結を決めたという。

また、ディングウォール風力発電協同組合の取組みが地域コミュニティに好影響をもたらしたものとして、協同組合方式でのウイスキー蒸留所（GlenWyvis Distillery）の立ち上げも挙げられる。これは風力発電協同組合の立ち上げにかかわったメンバーが協同組合方式による事業運営に共感し、17年にコミュニティ利益組合の法人格を取得して開始した事業である。協同組合の活動が間接的に地域産業の振興にまで波及した事例である。

（注14）FIT（18.04ペンス）と送電料（5.46ペンス）の合計。なお、英国のFITは消費者物価指数をもとに調整されるため、18年12月現在のFITは20.34ペンスである。また、以下の協同組合の1kWhあたり売電単価については第1表を参照のこと。

### 3 ウェスター・デリー風力発電協同組合

#### (1) 設立経緯

ウェスター・デリー風力発電協同組合は、パース・アンド・キンロス自治体（Perth

and Kinross）の東部、人口3,200人のエイリス（Alyth）という町の農山村地域にある。同協同組合は、農場（Wester Derry Farm）内の丘の上に250kWの風車（WTN社製）を設置し、14年12月に運転を開始した。

農場は、ラムゼイ夫妻が95年から経営しているもので、25haの丘陵地で放牧と大麦生産を組み合わせた環境保全型農業が行われている。また、夫妻は農場敷地内で3棟の貸別荘を営んでいるほか、夫はこの農場のほかに兄弟と共同でウイスキー用大麦の農場も営んでいる。

夫妻は、もともと再生可能エネルギーに関心を持っており、住居や貸別荘には、太陽光パネル（合計9.5kW）やマイクロ水力設備（3kW）、ヒートポンプ設備も設置している。加えて風車設立の動機になったのは、子どもたちと牧場内でピクニックを行った際、丘上の風が非常に強いことを実感し、この風を利用しない手はないと思ったことだったという。

夫妻は、09年に風況調査や環境影響調査を開始し、11年にいったんは建設計画許可



ウェスター・デリー風力発電協同組合の250kW風車

を得た。しかし、送電線への接続費用が予想以上に高額になることがわかったほか、近隣住民から自治体に対して風車建設に反対する声が多く寄せられるようになったため、計画の見直しを余儀なくされた。特に近隣住民による建設反対は課題だった。この地域は、退職後に田舎暮らしを望んで移り住んできた移住者が多いが、こうした人々は農村景観の保全に対する意識も高く、風車の建設をよく思っていない場合が多かった。ちょうどその頃、近隣地域に大手資本が合計3,800kWのウインドファームを建設し、風車による景観悪化が問題になっていたタイミングでもあった。

ラムゼイ夫妻は、地域評議会 (community council) で30~40人の風車建設反対派の住民と討論を重ねなくてはならなかった。しかし、反対派との討論では「なぜ風車を立てるのに反対か」というネガティブな議論にしかならず、風車建設を遠のかせるだけであった。

資金調達や住民からの反対に悩まされるなか、ラムゼイ夫妻はディングウォール風力発電協同組合が協同組合方式で出資募集を行っていることを知った。夫妻は早速同協同組合に連絡をしてシェアエナジーの紹介を受けた。

こうして、夫妻はシェアエナジーとともに協同組合方式で事業計画を立て直すことになった。新たな事業計画では、風車の建設に反対する人に納得してもらうため、①誰でも運営に参加できること、②コミュニティ・ファンドによって地域への利益還元

が行われることを強調した。事業計画のコンセプトについて改めて地域評議会でも説明したところ、地域住民の態度は徐々に変化し、ついには応援を受けられるようになった。

その後、夫妻は改めて環境影響調査や事業収支シミュレーションを実施し、13年12月に法定建設許可とFITの事前承認を得た。これらの費用の一部には、CARES (Community and Renewable Energy Scheme) というスコットランド政府の再生可能エネルギー導入支援制度の融資を活用した。CARESによる融資の特徴は事業が実現しなかった場合は資金返済が不要になる点にある。

こうしてウェスター・デリー風力発電協同組合は真正協同組合として14年2月に設立し、14年4月には出資募集を開始した。シェアエナジーの支援を受けて出資募集説明書を発行するとともに、住民説明会や新聞広告、個人宅へのポスティング、シェアエナジーのホームページでの案内などの広報を行った結果、2か月半ほどで180人の出資者から80万ポンドを集めることができた。出資者のうち25%がエイリスやその近隣の町からなる郵便番号PH11内の住民である。

80万ポンドの内訳は、設備建設費用が60.4万ポンド、事業開発費用が16.1万ポンド、協同組合設立や出資募集にかかる費用が3.5万ポンドである。

## (2) 運営および管理体制

組合員の理事は、事務局のラムゼイ夫人のほか、地元企業の社長、現役の電気技術者、シェアエナジー職員の合計4人で、四半期に1度理事会が開催される。

組合員の年次総会の参加者は毎年十数人と多くないが、出席者とはティーパーティーを行うなど、親密な交流を行うことができている。また、折をみてコミュニティ・ホールや風車が立地する現地において組合員以外の住民との意見交換会も開催している。

風車の管理は、ディングウォール風力発電協同組合と同様、メーカーと役割分担をしながら行っている。また、組合員や出資金の管理も同様に、シェアエナジーに委託している。

## (3) 利益分配と地域コミュニティとの関係

ウェスター・デリー風力発電協同組合では、風況調査に基づいて20年間の事業収支シミュレーションを2パターン用意している。ひとつは期待発電量の85%水準で保守的に算出した「基本ケース」で、もうひとつは期待発電量をそのまま適用した「期待ケース」である。

20年間の売電収入は「基本ケース」で229.5万ポンド、「期待ケース」で265.5万ポンドである。また、事業利益は「基本ケース」で102.2万ポンド、「期待ケース」で138.1万ポンドである。この事業利益は、ディングウォール風力発電協同組合と同様、①土

地所有者（農場）、②組合員（出資者）、③コミュニティ・ファンドで分配される。

①土地所有者には、土地の賃借料として、「基本ケース」では売電収入の10%である23.0万ポンド、「期待ケース」では12%程度の31.9万ポンドの分配が計画されている。

②組合員への出資配当は、「基本ケース」では72.8万ポンドで内部収益率5.6%、「期待ケース」では94.4万ポンドで内部収益率7.0%となる計画である。なお、当協同組合もEISおよびSEISの対象となっており、内部収益率は「基本ケース」の場合はEISで8.8%、SEISで11.8%、「期待ケース」の場合はEISで10.4%、SEISで13.6%となる。同協同組合も、4年目から出資元本の返金を開始し、20年後には出資金を全額返済し、協同組合も解散する計画を立てている。

③コミュニティ・ファンドは、2つの小学校を対象としている。小学校を対象とした理由としては、小学生の環境教育につながることもあるが、親世代や祖父母世代を含めて多くの人々を巻き込むことができることがもっとも重要であったという。実際、多くの世代から支持が得られるようになったことは、地域評議会や風車建設反対派を協力的な立場に転換させる最大の理由になったという。

小学校はいずれも生徒数20人程度の小規模校である。1校目のエイリス小学校 (Alyth Primary School) には、発電実績に関係なく年間2,500ポンド、20年合計で5万ポンドが寄付される。また、2校目のイスラ小学校 (Isla Primary School) には発電実績

に応じて「基本ケース」の場合は年間1,000ポンド、「期待ケース」の場合には年間2,500ポンド以上が寄付される。コミュニティ・ファンドの用途は、父母会が毎年「学校ファンドミーティング」を開いて決める。これまでは、修学旅行のバス借入費用、野菜作り体験用のビニールハウスの整備費用、児童が学習に使用するタブレット端末の購入費用などに使われてきた。

これまでの実績については、16年の風況が悪かったこともあり、「基本ケース」と「期待ケース」の中間程度の発電量となっているという。

## 4 ドンサイド・コミュニティ水力発電組合

### (1) 設立経緯

ドンサイド (Donside) は、スコットランド第3の都市アバディーン (Aberdeen、人口20万人) 市内の北部を流れるドン川右岸に位置する地区で、17世紀末から01年まで操業していた製紙工場の跡地に作られた新興住宅地である。

地区住民はまちづくりを担う自治組織として13年にドンサイド・コミュニティ団体 (Donside Community Association) を立ち上げた。この団体は16年に法人格を取得してドンサイド・ビレッジ・コミュニティ公益法人 (Donside Village Community SCIO) となり、地区内の美化活動やイベント開催、見守り活動など、自治活動の主体となっている。18年末時点の公益法人の会員数は750

人である。

この地区では、もともと09年に住宅地開発業者が住民への安価なエネルギー供給を行うために水車の建設計画許可を得ていた。その後、開発業者が変わるなどして計画は棚上げになっていたが、ドンサイド・コミュニティ団体は、①ドン川沿いのコミュニティとして川に親しめるような設備を作りたい、②地域にプラスのイメージを持たせたい、③コミュニティ活動の資金源を作りたい、という希望を持っていたため、14年にこの計画を引き継いでコミュニティ水車を設置することにした。

当時は再生可能エネルギー政策の過渡期であり、近いうちにFITが下落することが予想されていた。そのため、同団体は水車の設計と製造を行うマンパワー社 (Mann Power Consulting) から協力を受けて早々と<sup>(注15)</sup>99.9kWの水車の事業計画を立て、14年9月にFITの事前承認を取得した。

そして同団体は、15年11月にコミュニティ水車の設置・運営を目的とする別組織として、ドンサイド・コミュニティ水力発電組合<sup>(注16)</sup>を立ち上げた。同組合の立ち上げには、技術者の理事がウェスター・デリー風力発



ドンサイド・コミュニティ水力発電組合の99.9kW水車

電協同組合の理事を務めていたこともあり、シェアエナジーの協力を得た。法人格はコミュニティ利益組合である。

事業開発には、CARESのプログラムとして、スタートアップ補助金（1万ポンド）のほか、各種調査実施のための制度融資（15万ポンド）、資金調達までのつなぎ融資（10万ポンド）を利用した。設備設置に向けた資金調達ではシェアエナジーの支援を受けた。50万ポンドを組合員の出資（share）で調達したほか、60万ポンドについては組合債（bond）を発行した。組合債を導入したのは、資金調達コストを下げ、コミュニティへの利益還元を大きくするためである。

組合員からの出資募集は16年8月から9月にかけて行われ、192人から50万ポンド全額を集めることができた。出資者の25%はアバディーン市民であり、そのうち30%がドンサイドの住民である。シェアエナジーを通じても募集したため、スコットランドのみならず、ロンドンなどの遠方からも出資が集まった。組合債についても16年9月から17年5月まで投資を募り、予定の60万ポンドを集めることができた。

総事業費は125万ポンドで、その内訳は設備設置費用が96.7万ポンド、事業開発費用が25万ポンド、協同組合設立や出資募集にかかる費用が3.3万ポンドであった。

なお、水車の設置場所であるドン川沿いの水路は、ドンサイド・コミュニティ団体がスコットランド土地基金（Scottish Land Fund）より5.5万ポンドの助成を得て、住宅地開発会社から購入した。同組合は同団体

（現在は公益法人）から無償で土地の貸与を受けている。

**（注15）** 水車の設備容量が99.9kWであるのは、100kW以上になるとFITの区分が変わり、買取価格が大幅に下がるためである。

**（注16）** 同組合の事業者名（trade name）は、アバディーン・コミュニティ・エネルギー（ACEnergy: Aberdeen Community Energy）である。

## **（2） 運営および管理体制**

ドンサイド・コミュニティ水力発電組合の理事は、ドンサイド・ビレッジ・コミュニティ公益法人の理事3人が兼任している。そのほかに、アバディーン市内に住む技術者と大学教員の2人も理事になっている。なお、同組合の年次総会は、公益法人の総会とも同時開催となっている。

水車については、設計と製造を行ったマンパワー社が遠隔管理を行っている。また、日常的な運用と管理は、協同組合の理事が担っている。出資金や組合債の管理については、2つの協同組合と同様、シェアエナジーに委託している。

## **（3） 利益分配と地域コミュニティとの関係**

ドンサイド・コミュニティ水力発電組合も、20年で解散することを前提に、次のような事業計画を立てている。20年間の売電収入は、327.0万ポンドである。そこから減価償却や事業運営コスト、組合債（4%固定金利）に対する返済を差し引き、銀行預金から得られる利息を足した事業利益は121.1万ポンドである。この事業利益は①出資配当と②コミュニティ・ファンドに分配

される。

①出資配当は、発電実績によって前後するが、想定の内率収益率は7.0%となっている。なお、16年4月に発電事業はEISやSEISの対象外となったため、これらの減税措置は受けられなかった。

②コミュニティ・ファンドは、20年間で44.9万ポンドがドンサイド・ビレッジ・コミュニティ公益法人に寄付される予定となっている。公益法人は、水車に関連した水辺環境の整備事業をすでに進めている。理事やメンバーは、すでに周辺に500本の植樹を行ったほか、除草剤の技術講習を受けて河岸の雑草除去作業も進めている。17年には関連事業として、ハチミツづくりを行って販売する事業も始動した。今後は、河岸をブランコや木馬などの遊具のある運動公園として整備する予定である。

出資配当とコミュニティ・ファンドの寄付は18年末から始まる予定であるが、17年、18年と2年連続で降水量が少ない年であったため、第1回の分配は当初予定よりも少なくなりそうとのことである（18年8月時点）。

**(注17)** ドンサイド・コミュニティ水力発電組合の法人形態はコミュニティ利益組合であるため、組合員への利払いは厳密にいうと利益分配ではなく、資本に対する費用であると捉えられる（中島（2018））。

## 5 考察

以上、3つのエネルギー協同組合の事例を紹介してきた（第1表）。もちろん、これ

ら3つの事例が英国、あるいはスコットランドのエネルギー協同組合を代表しているわけではないが、上記の問題設定に対して考察を行ってみたい。

### (1) 協同組合方式のパッケージ化

まず、エネルギー協同組合とネットワーク組織との関係についてである。3事例とも、シェアエナジーという協同組合連合組織の支援を受けて協同組合方式事業を設立し、組織化や資金調達を進めていた。

注目したいのは、3事例ともに企画当初は協同組合として立ち上げることを決めていたわけではなく、シェアエナジーの支援を受けるなかで協同組合方式での設立を決定していった点である。そのため、シェアエナジーの支援を受けた3事例の組織構造や利益分配構造は、非常によく似ている。

シェアエナジーは、協同組合方式を地域住民やコミュニティにとってシンプルで運用しやすいパッケージとして提示している。このパッケージは、①出資に対する配当、②組合員の参加、③コミュニティ・ファンドによる地域への利益還元などの機能を備えており、コミュニティ・エネルギーの主体となる組織を作るのに適しているといえる。

このように、英国においてエネルギー協同組合が拡大してきた背景のひとつには、すでに協同組合方式によるコミュニティ・エネルギーの設立と運営がパッケージとして根付いており、それをシェアエナジーのようなネットワーク組織が積極的に推進し

第1表 各エネルギー協同組合の比較

登録名	ディングウォール 風力発電協同組合	ウェスター・デリー 風力発電協同組合	ドンサイド・コミュニティ 水力発電組合
事業者名	同上	同上	アバディーン・コミュニティ・ エネルギー
法人形態	組合(真正協同組合)	組合(真正協同組合)	組合(コミュニティ利益組合)
設立	13年5月	14年2月	15年11月
設備	250kW風車(WTN社製)	250kW風車(WTN社製)	99.9kWアルキメデス水車 (Mann Power社製)
運転開始	14年6月	14年12月	16年9月
組合員数(設立時、人)	179	180	192
出資可能額(ポンド)	250~2万	250~5万	100~1万
出資募集時期	13年9~10月	14年4~7月	16年8~9月
地域からの出資状況	組合員の75%が15マイル(約24 km)以内に居住	組合員の25%がエイリスやそ の近隣の町(同一郵便番号内)に 居住	組合員の25%がアバディーン 市民、うち30%がドンサイドに 居住
資金調達	計画段階	自己資金	自己資金、CARES(公的融資)
	設置段階 (万ポンド)	組合員出資 85.6	組合員出資 80
自己資金			自己資金、CARES(補助金1万 ポンド、公的融資10万ポンド)
売電単価 (事業開始時点、ペンス/ kWh)	FIT 18.04 + 送電料 5.46	FIT 18.04 + 送電料 5.56	FIT 20.28 + 送電料 4.91
モデル ケース での 想定額 (20年間 合計、万 ポンド)	売電収入	321.7	265.5
	事業利益	177	138.1
	土地賃借料	43.7	31.9
	組合員配当	111.4 想定IRR7.5% (EIS10.9%、SEIS14.0%)	94.4 想定IRR7.0% (EIS10.4%、SEIS13.6%)
コミュニティ・ ファンドの 寄付	21.9 (地域活動団体へ寄付)	11.8 (小学校2校へ寄付)	44.9 (ドンサイド・ビルッジ・コミュニティ 公益法人へ寄付)
想定年間発電量 (万kWh/年)	56	39.7	52
想定CO <sub>2</sub> 削減量(トン)	240	230	240

資料 Dingwall Wind Co-operative(2013)、Wester Derry Wind Co-operative(2014)、Aberdeen Community Energy(2016)  
およびヒアリング調査より作成

(注) ウェスター・デリー風力発電協同組合のモデルケースは、「期待ケース」を採用。

てきたことにあるといえるだろう。

## (2) コミュニティ・ベネフィット

次に、エネルギー協同組合と地域コミュニティとの関係である。前述のとおり、英国ではコミュニティ・エネルギーという概念が根付いているが、3事例でもコミュニティ・ファンドを設けることで地域コミュ

ニティとのつながりを重視している。

3事例のコミュニティ・ファンドの特徴は、地域コミュニティの利益、つまりコミュニティ・ベネフィットにあるといえよう。一般的に、地域コミュニティがかかわるエネルギー事業のポイントには①所有、②意思決定、③利益分配という3点が挙げられる(山下(2018))。しかし3事例をみると、

①については地域コミュニティ以外からも出資を多く受け入れているほか、②についても年次総会などの意思決定の場に地域コミュニティの成員が網羅的に参加しているともいいがたい。一方で重視されているのが、③の地域コミュニティへの利益分配である。<sup>(注18)</sup>

3事例は、いずれも地域コミュニティやそれに関連する団体に寄付を行っているが、これこそが3事例がコミュニティ・エネルギーとして評価される根拠となっている。特にウェスター・デリー風力発電協同組合の事例では、小学校への利益分配が地域住民と合意形成を図るための鍵となっていた。これは、地域コミュニティへの利益分配がコミュニティ・エネルギーとしての信任につながっている好例である。

このように、3事例のエネルギー協同組合がコミュニティ・エネルギーとみなされる根拠は、地域内での参加率や組織率などにあるのではなく、コミュニティに利益をもたらしていることにあるといえるだろう。

(注18) なお、地域コミュニティという概念自体の多義性にも留意が必要である。事例でも、地域コミュニティ自体ではなく、地域を拠点とする活動団体や小学校への寄付が地域コミュニティへの利益還元を代表していた。コミュニティ・エネルギーにおけるコミュニティの意味については稿を改めて検討したい。

### (3) 政策への“割り切り”

最後に、再生可能エネルギー政策の見直しに対するエネルギー協同組合の対応である。15年のFITの大幅改定などにより、エネルギー協同組合の新設や既存のエネルギ

ー協同組合の事業拡大は難しい状況にある。3事例は大幅改定前のFIT価格で事業を開始できたものの、新たな事業を行うことが難しいため、既存設備のFIT期間である20年で協同組合を解散することを決めている。

このように、英国では政策動向を受け、エネルギー協同組合の展望を描きにくくなっていることは確かである。3事例もそうであるが、ほとんどのエネルギー協同組合の目的には再生可能エネルギーの推進による環境貢献が挙げられるため、それを実現できなくなることはひとつの問題であるといえよう。

しかし一方で、3事例の理事はエネルギー協同組合の存続や拡大が厳しい状況を嘆いているわけではない。それは、3事例のエネルギー協同組合は、その運営自体が“目的”であるというよりも、農場経営を助けたり、コミュニティ・ベネフィットをもたらしたりする“手段”としての側面を強く持っているためである。エネルギー協同組合は地域コミュニティ等に利益をもたらすしくみであり、その役割を果たせないのであれば、エネルギー協同組合の存続自体にはそれほど執着する必要もない。

そもそも、英国では地域コミュニティを主と考えるコミュニティ・エネルギーの発想が根強く、エネルギー協同組合の役割も地域コミュニティのなかで相対的に捉えられる傾向が強いといえる。そのため、地域コミュニティを発展させる“手段”として再生可能エネルギーにこだわる必要はなく、ディングウォールでのウイスキーづくりや

ドンサイドでのハチミツづくりのように、多様な選択肢が見据えられている。

このように、3事例をみる限り、エネルギー協同組合には利益分配の導管体としての“割り切り”がある。政策動向によってエネルギー協同組合の新設や拡大が難しくなっていることは確かだが、そもそもエネルギー協同組合が農場経営や地域コミュニティ運営から派生した事業であることを考慮すれば、FITによって20年間の事業が保証されている間の運営を全うできればよいという“割り切り”も納得できるものであろう。

## おわりに

本稿では、スコットランドのエネルギー協同組合を事例として、ネットワーク組織の役割や地域コミュニティとの関係、政策動向への対応について考察を行った。本稿で見いだされた英国のエネルギー協同組合の特徴は、協同組合のあり方全般について考えるうえでも示唆的である。

第1に、英国における協同組合方式のように、シンプルで設立しやすい事業パッケージを構築して横展開を図るという方法は、日本のような国で地域主導型の事業を普及させるためにも有効だといえよう。

第2に、地域の協同組合として評価されるためには、組織率の高さなどだけではなく、地域コミュニティにどのような利益をもたらしているかも重要であることが示された。

第3に、英国のエネルギー協同組合が地域コミュニティに利益をもたらす“手段”として割り切った運用がなされていることは、組合員やコミュニティへの利益還元のあり方からその存在意義を見直すことの重要性を示しているといえるだろう。

## 【謝辞】

本稿執筆にかかる調査は、北海道大学大学院の宮内泰介教授、ロバート・ゴードン大学のレズリー・メイボン准教授と共同で行った。ご協力に感謝申し上げます。

## <参考文献>

- ・寺西俊一・石田信隆・山下英俊編（2013）『ドイツに学ぶ地域からのエネルギー転換—再生可能エネルギーと地域の自立—』家の光協会
- ・寺林暁良（2014）「地域主導の再生可能エネルギー事業を担う組織づくり—事業組織の形態に着目した事業スキームの検討—」『農林金融』10月号、15～27頁
- ・寺林暁良（2018）「欧州におけるエネルギー協同組合の実態と意義」『環境と公害』48巻1号、33～38頁
- ・中川雄一郎（2005）『社会的企業とコミュニティの再生—イギリスでの試みに学ぶ—』大月書店
- ・中島智人（2018）「イギリスの協同組合と協同組合法制度—協同組合およびコミュニティ利益組合・コミュニティ利益会社を中心に—」『生協総研レポート』No.87、21～32頁
- ・山口光恒（2014）「イギリスの電力市場改革と日本の再エネ政策への示唆」2014年環境経済政策学会発表論文、18年11月29日アクセス [http://m-yamaguchi.jp/papers/20140913\\_14\\_pp.pdf](http://m-yamaguchi.jp/papers/20140913_14_pp.pdf)
- ・山下英俊（2018）「農山村地域からのエネルギー転換」寺西俊一・石田信隆・山下英俊編『農家が消える—自然資源経済論からの提言—』みすず書房、223～260頁
- ・Aberdeen Community Energy（2016）*Donside hydro Share Offer*. 18年11月29日アクセス <http://acenergy.org.uk/wp-content/uploads/2016/08/Donside-Hydro-Share-Offer.pdf>

- Berka, A. (2018) "Community Renewable Energy in the UK: a Short History" in L. Holstenkamp and J. Radtke (eds.), *Handbuch Energiewende und Partizipation*, Wiesbaden, Springer, pp.1011-1035.
- Community Energy England and Community Energy Wales (2018) *Community Energy: State of the Sector*. 18年11月29日アクセス [https://communityenergyengland.org/files/document/169/1530262460\\_CEE\\_StateoftheSectorReportv.1.51.pdf](https://communityenergyengland.org/files/document/169/1530262460_CEE_StateoftheSectorReportv.1.51.pdf)
- Co-operatives UK (2017) *Simply Legal: All You Need to Know about Legal Forms and Organisational types*. 18年11月29日アクセス <https://www.uk.coop/the-hive/sites/default/files/uploads/attachments/simply-legal-final-september-2017.pdf>
- Dingwall Wind Co-operative (2013) *Share Offer Document*. 18年11月29日アクセス <http://dingwallwind.org.uk/files/2013/09/Dingwall-Wind-Co-op-Share-Offer.pdf>
- Gordon, M. (2002) "The Contribution of the Community Cooperatives of the Highlands and Islands of Scotland to the Development of the Social Economy," *Journal of Rural Cooperation*, 30(2), pp.95-117.
- Haggett, C., E. Creamer, J. Harnmeijer, M. Parsons and E. Bomberg (2013) "Community Energy in Scotland: the Social Factors for Success," Edinburgh Centre for Carbon Innovation.
- Huybrechts, B. and S. Mertens (2014) "The Relevance of the Cooperative model in The Field of Renewable Energy," *Annals of Public and Cooperative Economics*, 85(2), pp.193-212.
- Huybrechts B., D. Creupelandt and D. Vansintjan (2018) "Networking Renewable Energy Cooperatives: the Experience of the European Federation REScoop.eu," in L. Holstenkamp and J. Radtke (eds.), *Handbuch Energiewende und Partizipation*, Wiesbaden, Springer, pp.847-858.
- Seyfang, G., J. Park and A. Smith (2013) "A Thousand Flowers Blooming?: an Examination of Community Energy in the UK," *Energy Policy*, 61, pp.977-989.
- Slee, B. and J. Harnmeijer (2017) "Community Renewables: Balancing Optimism with Reality." in G. Wood and K. Baker (eds.), *A Critical Review of Scottish Renewable and Low Carbon Energy Policy*, Cham, Palgrave Macmillan, pp.35-64.
- Snaith, I. (1996) "Co-operative Principles and UK Co-operative Law Reform," *Journal of Co-operative Studies*, 29(1), pp.48-64.
- Wester Derry Wind Co-operative (2014) *Share Offer Document*.18年11月29日アクセス <http://westerderrywind.org.uk/files/2014/03/WesterDerryShareOfferWWW.pdf>

(てらばやし あきら)



# 談 話 室

## いのちと暮らしを守る協同の取り組みにむけて —生協組合員の雑談から、「水」の学習会へ—

先日、地元(長野県佐久市)の生活協同組合の組合員仲間での雑談の際、「水、大丈夫ですかね」という話題になった。昨年12月に国会で可決となった水道法改正を受けての不安だ。組合員の中には、小さい子どもさんを持つ若い世代も多く、食や農、そして最近では水についても情報交換が盛んだ。

私自身は、十数年前から学生たちと無農薬・無化学肥料のお米づくりを始めて以来、水に関心を払ってきた。学習活動の一環で、大学(山梨県都留市)の近くの町の中にある田んぼをお借りしてきたのだが、構造上、どうしても生活雑排水が混じる。一度は機械油のようなものも少量だが流れ込んできて、唖然とした(都留市の十日市場・夏狩湧水群は環境省の名水100選に採択されており、水質やそれを保全する住民の取り組みもあって、水への関心が高い地域だ。それでも水を守るのは容易ではなく、だからこそ市民活動も活発だ)。

田んぼの水は、スーパーの商品棚に並ぶペットボトル入りの水と違って選べるわけではない。むろん浄水器を設置するわけにもいかない。私たちが享受する水は、水源や上流のあり方に大きく規定されているというごく当たり前のこと、同時に、だからこそ、自分たちより下流の水に対しては、自分たちが大きく責任を担っていることも、毎年痛感させられている。そんなこともあって、上下流の交流や流域全体の連携の大切さはもとより、そこに公共のみならず、協同組合はじめ多くの市民組織が関わって貴重な役割を果たしてきたことも、学生たちとともに学んできた。

しかし今回の水道法改正に際しては、そうやって保全の努力を重ねながら守ってきた社会的共有財産(コモンズ)である水が、コンセッション方式の導入によって、営利主義的な論理に巻き込まれかねないのではないかと…そうした危惧が広がりがつある。これが「杞憂」なのか否か、すべての人のいのちに直結する問題でもあり、多くの方が法改正の意味を見極めたいと願っている。

私たちも、先の生協組合員どうしの雑談を発端にして、ギリシャの映画監督の手によるドキュメンタリー『最後の一滴まで—ヨーロッパの隠された水戦争』(日本語版制作アジア太平洋資料センター)の上映会を開催した。いつもは十名ぐらいしか集まらない学習会だが、今回は二十名の参加だった。同映画を見ると、水

の民営化(コンセッション方式含む)がもたらした帰結とそれを受けての、「再公営化」の取り組みが詳細に描かれていて、日本の今後を考える上できわめて示唆的だ。会場からの声で、今後も自分たちの住む自治体や、近隣自治体の水道事業について、見学や学習会を重ねることとなった。

私が研究対象としているイタリアでも、2011年6月、水道事業民営化を阻止する国民投票が行われた。当時、国民投票のテーマとなった課題は四つ、うち一つは原子力発電所を止め続けるか否かで、日本でも活発な報道がなされたが、四つの課題のうち二つが、水道事業関連法の賛否を問う投票だった。やや細くなるが、一つが「水道事業民営化に関わる法律の廃止」の賛否、もう一つが「水道事業利益処分と料金設定に関わる法律の廃止」の賛否だ。特に二つ目はわかりにくいのが、投資者への配当を水道料金に反映することを可能とするかを問うたものだった。

イタリアでは、原発再稼働については、一貫して世論は反対ではあったが、日本の原発事故を受け、その反対運動は一層高まった。だが、それ以前から長年問題視されてきたのが水道事業の民営化で、市民らが粘り強く「水の権利運動」を展開してきたという。

投票率6割を超え、なんと15年ぶりに成立した国民投票の結果はどうだったか。水道事業民営化を促進する二つの法律とも、投票者の実に96%が「廃止」を支持した。ちなみに「水道関連法の廃止」支持率は、「原発再稼働承認法の廃止」支持率よりも2%上回っており、いかに、水の権利に対するイタリア市民の関心が高かったか、あらためて確認できよう。

私たちの社会に目を戻したい。自由化や規制改革、成長産業化の名のもと、2000年代からの共済規制や農協「改革」を経て、この2年ほどでTPP、EPAと地続きの制度改正が一気に押し寄せ、私たちのいのちと暮らしを支える公共的領域の市場的再編が大々的に進行している。水道事業に限らず、種子法(廃止)、種苗法(自家採取に関わる原則の転換)、漁業法、森林経営管理法等、いのちと暮らしの源に関わる領域での、大きな枠組みの改変を、いのちと暮らしを預かる協同組合陣営は、どう受け止め、行動するべきなのか。

まずは、冒頭に述べたような形で、地域の仲間と小さな学習会を重ねるところから考えていきたい。

(日本協同組合学会 会長・農 田中夏子・たなか なつこ)

# 米国の協同普及事業

—コーネル大学の事例から—

客員研究員 原 弘平

## 〔要 旨〕

米国の農業者に対する技術・経営支援の制度（協同普及事業）は、日本の普及事業のモデルとなったものであり、その動向は日本の農業者支援制度を考えるうえでも参考となるものであろう。本稿は、米国ニューヨーク州における協同普及事業の現状を通じ、日本への示唆を考察するものである。

米国の協同普及事業は、日本と異なり、州立大学を中心とした制度となっている。同事業は農村社会全体の活力向上を中心的な課題とし、農業者の組織化にも大きな役割を果たしてきた。米国の農村においても混住化の進展、大規模農家の出現といった構造変化が進展しており、農業・農村において必要とされる支援にも分化が生じ、そうした変化への対応が模索されている。日本においても①大学における総合的な知識・技術の活用、②農業者組織と普及事業の連携、③高度な農業サービスの提供手段等の点において米国の現状に学ぶ点があるものと思われる。

## 目 次

### はじめに

#### 1 米国協同普及事業の概要

- (1) 協同普及事業の歴史
- (2) 米国協同普及事業の現状

#### 2 コーネル大学（ニューヨーク州）における協同普及事業

- (1) ニューヨーク州農業の概要
- (2) ニューヨーク州における協同普及事業

#### 3 日本の農業・農村支援制度との比較

## はじめに

本稿は、米国ニューヨーク州コーネル大学の事例を中心として、米国における協同普及事業（Cooperative Extension）の現状を紹介するものである。日本の農業者に対する技術、経営指導の現状は、サービスの主要な提供者である農協、地方公共団体における財源・人的資源の制約、農業法人、集落営農等、大規模複合的な経営体の出現、ICT技術の応用による新たな農業技術革新の進展等、近年大きな転機を迎えつつある。日本の協同農業普及事業の原型となり、農業の大規模化が進んだ米国における協同普及事業の現状は、日本の普及事業、指導事業の在り方を考えるうえでも参考になるものであろう。

以下、第1節 米国協同普及事業の概要、においては、その成立の歴史を含めた米国の普及事業全体の概要を、第2節 コーネル大学（ニューヨーク州）における協同普及事業、においては2017年に実施した現地ヒアリング調査の事例を中心にニューヨーク州における普及事業について述べる。第3節 日本の農業・農村支援制度との比較、においては、それらの事例から日本が参考にすべき点を考えてみたい。

## 1 米国協同普及事業の概要

### (1) 協同普及事業の歴史

米国の協同普及事業は、大学の地域に対

する解放・貢献という動きと、農業者の自主的な技術向上への取組みという二つの流れが合流して形成されたものといえる。<sup>(注1)</sup> 米国における大学解放は、英国における動きに影響されたものであるが、英国の場合が一般大衆への文化・教養の伝播といった性格が濃いものであったのに対し、むしろ実学的な学問の成果の地域への普及という側面を有するものであった。米国における大学解放の端緒となったのは1862年に成立したモリル法（Morrill Act）である。同法は、大学における実践的研究の推進を目的として、各州に国有地を賦与し、それを基礎財産として当時の中心的な産業であった農業および工業技術の研究・開発を行う大学を設立するというものであった。この土地の交付を受けた大学が土地交付大学（Land-Grant College）であり、それらが後に州立大学として協同普及事業の中心を担うこととなる。コーネル大学は、1865年、この土地交付大学として設立された。<sup>(注2)</sup>

さらに1887年に成立したハッチ法（Hatch Act）は、これらの土地交付大学における研究環境の整備を目的とするもので、連邦資金の交付により州農業試験場を各大学に設置し、以降、研究のための資金が毎年交付されることとなった。同法により、各土地交付大学における農学の研究基盤が整備されたものといえよう。

しかし、そうした大学における応用技術研究の基盤整備の一方、実際の農家に対する技術普及の取組みに、そうした研究成果が組織的に生かされるといったケースは乏

しかつた。農家サイドの受け止めも、そうした大学における研究は「机上の農業 (Book Farming)」として実際の役には立たないと認識が一般であったという。そうした認識の変化が生じた一つのきっかけが1891年から1893年における深刻な農業不況であり、農民の間に大学の科学的知識の利用をしようとする動きが生じた。

これに応える形で開始されたのが、1894年コーネル大学農学部で行われた普及事業であり、全米で初の協同普及事業とされる。現在の協同普及事業は、各州における農作物、農業構造、歴史的発展の経緯等によりそれぞれ独自の展開をとげているが、コーネル大学で発展した協同普及事業の基本的考え方は全米の協同普及事業における基本として現在に引き継がれているものといえよう。

コーネル大学において協同普及事業を指揮したベイリー (Bailey, L.H.) は1903年から1913年まで農学部長として普及事業の体制構築に大きな役割を果たした。彼の功績は多岐にわたるが、その第一は、協同普及事業に関する基本的な思想を確立したことにある。ベイリーの思想的特徴は、協同普及事業の目的が、単に断片的な農業技術の伝達にあるのではなく、農村の問題を農民自らが解決する力を身につけ、新しい農村社会の構築を可能とすることにある、という点であった。事業の多くは実際の農場で実施され、具体的な問題を解決していく過程を学ぶことにより、知識の汎用性を高めることに重点が置かれた。こうした、農村の

社会的問題を農民自身が解決していく能力を育成するという意識は、現在においても引き継がれており、コーネル大学においてインタビューを行った多くの教授が、地域の問題解決のためのリーダー、若年層の育成等、農村コミュニティの活性化に強い意識を有していることが感じられた。

ベイリーの業績の第二は、各研究者の責務として普及事業の位置づけを明確化したという点である。ベイリーの普及事業開始以前においても、各研究者が農場を訪問して指導を行う、といったことは行われていたが、それはあくまで各研究者の個人的対応であり、それぞれの研究活動の延長といった位置づけであった。ベイリーは、この普及活動を、明確に各研究者の役割として位置づけ、各研究者の役割を、研究・教育・普及の3本の柱とした。この意識は現在に至るまで強く残っており、我々が面談した多くの教授が、自らの責務について研究・教育・普及の比率を明確に回答した。

こうした各研究者における普及事業の役割の明確化に加え、ベイリーの大きな役割の第三は、大学内における組織として普及事業を担う部署を明確化した点であろう。当初、各学科における普及事業は独自にそれぞれ行われていたが、ベイリーは、それらを相互に調整し、組織化する部署として1907年、普及部 (Extension office) を設置した。同部署は、農民に対する「農民読書コース」といった構外授業活動に加え、農業情報の体系化、コミュニケーション、プレゼンテーション技術といった指導者

養成のための構内授業も担うこととなり、1911年には正式な普及学科（Department of Extension Teaching）として発足した。

こうしたコーネル大学等における取組みを制度化し、国家の役割を規定したのが1914年に成立したスミス・レーバー法（Smith-Lever Act）である。同法、およびその覚書の規定によれば、連邦は、毎年、協同普及事業に対して補助金を支出する。この補助金を受給するためには州、郡、その他による同額以上の資金の拠出がなされなければならない。また、各土地交付大学には、協同普及事業を統括し、資金の配分を管理するための専門の部局を設けることが求められた。コーネル大学においては既に設置済みであった普及学科がその役割を果たすこととされた。

こうして、協同普及事業における連邦、州、土地交付大学の役割が制度化されたわけであるが、実際に制度を運用する際に課題として残されていたのが、土地交付大学と農民の間を結ぶための組織づくりであった。ここで大きな役割を果たしたのが、後に全米最大の農業者団体となるファームビューローである。ファームビューローは、当初ニューヨーク州の一部の郡で設立され、協同普及事業とは異なる独立した農民支援活動を行っており、その事務局がコーネル大学に設置されていた。ファームビューローにはファームビューロー協会という農業者の自主的な学習組織があり、農業普及事業との関係が当初より課題となっていた。その後、協同普及事業と、こうした農業者

の自主的な組織との統合が図られ、ファームビューロー協会が大学における応用技術の成果を農業者に普及する役割を担うこととなった。1918年までには1郡を除く州内全ての郡にファームビューロー協会が設置されることとなり、さらにはこの動きが全米に拡大することとなった。現在のファームビューローホームページによってその歴史をみると、「ファームビューローは普及事業から生まれた」と記載されている。

こうして、協同普及事業において大学と地域農業者を結ぶ組織が構築されたことにより、連邦、州、土地交付大学、農業者組織からなる協同普及事業の原型が完成をみたこととなった。その後ファームビューローの役割は政治活動に軸足を移していくこととなり、現在は郡（County）職員が現場での日常的な普及活動の中心を担っている。一方、農業者団体と普及事業は連携を続けており、農業者団体が農業者に対するサービスとして普及事業を活用するケースも多く、また普及事業はその成果をより効率的に普及するうえで農業者団体を重要な連携先として位置づけている。

（注1）したがって、米国の普及事業に関しては教育学関係の研究者、農業関係の研究者の双方が研究対象としており、教育学関係の研究者はExtensionを「拡張」と訳す事例も多いが、ここでは日本の制度の名称に倣い、「普及」としている。

（注2）コーネル大学は、州立であると同時にコーネル氏からの多額の寄付を受けて設立されており、私立名門校のグループであるアイビーリーグにも所属するという特殊な位置づけの大学である。

## (2) 米国協同普及事業の現状

現在、米国の協同普及事業は連邦農務省のNIFA (National Institute of Food and Agriculture) が統括している (第1図)。NIFAは農業、食料関係の研究・開発、技術の普及、教育の振興等を担う機関であり、土地交付大学と連携して協同普及事業を運営している。NIFAの予算は2017年実績で総額1,533百万ドル (1ドル110円換算で1,686億円)、うち777百万ドル (同855億円) が直接的に協同普及事業にかかる資金として各土地交付大学およびその農業試験場に交付されるものである。

この777百万ドルは定型資金 (Formula Grants) と呼ばれ、上記スミスーレーバー法に基づく資金、ハッチ法に基づく資金、その他少数民族向け資金等が含まれる。同資金は各州の農村人口、農業人口、貧困率等に応じ、所定の算定方式により配分されるが、これに対しては、各州等が同額以上の資金を交付することが求められている。

NIFAが管轄する資金にはこの定型資金以外に競争的資金 (Competitive Grants) と呼ばれる資金があり、これは、NIFAが設定する特定のテーマに対し応募者が計画を提出し、審査により受給者が決定されるものであり、広く一般の大学、研究機関、NPO等も応募資格を有する。

土地交付大学は前記1862年モリル法に基づき設置された大学が57校で、その後1890年に19校、1994年に36校が追加され、現在112校となっている。<sup>(注3)</sup>

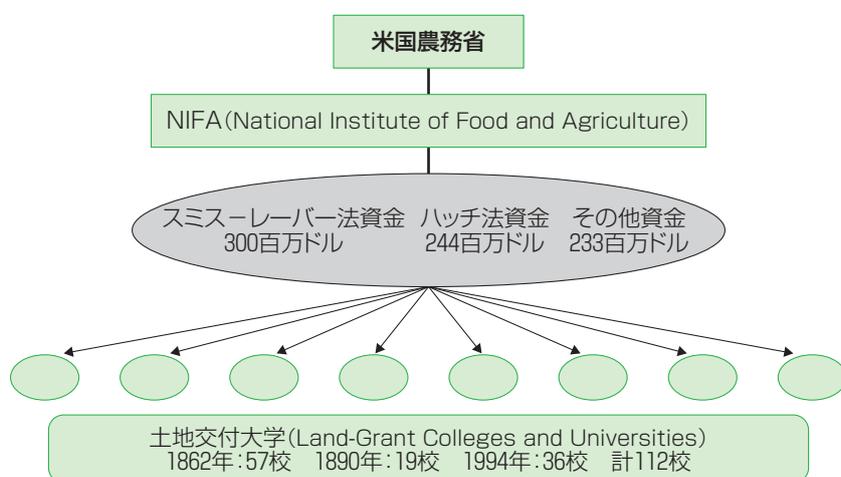
(注3) 1862年校には各州に加えワシントンDC、米領サモア、グアム等の地域の大学が含まれる。1890年校は旧黒人大学、1994年校は少数民族大学である。

## 2 コーネル大学(ニューヨーク州)における協同普及事業

### (1) ニューヨーク州農業の概要

米国北東部に位置するニューヨーク州は、米国屈指の大都市であるニューヨーク市を擁するが、一方において、そうした大消費地向けの酪農、野菜といった農業生産も活発に行われている。全農産物販売額は約54億ドル (2012年センサスによる。以下同様) で、全米50州中の26位に位置する。特に酪農は州全域にわたり活発で、牛乳販売額はカリフォルニア、オハイオに次ぐ3位に位

第1図 米国協同普及事業の体制



資料 NIFAホームページ等により筆者作成

置する。ヨーグルト、チーズ等、乳製品の生産も活発である。また、州東部における果物、野菜等の生産も盛んで、果実等は全米6位、野菜等は13位と、いずれも上位を占める。

農業の構造を概観すると（第1表）、全農家戸数は35,537戸で、州総世帯数に占める割合は0.5%にとどまる。平均耕地面積は202エーカー（約81.7ha）で、米国平均（434エーカー）に比して小規模である。規模別の構成をみると、50エーカー未満の小規模層、500エーカー以上の大規模層の割合がいずれも全米平均に比して低く、50～500エーカー未満の中規模層の占める割合が高い。1戸当たり平均の農業所得は34千ドル程度で、全米平均の8割弱にとどまるが、経営規模を勘案すれば効率的な農業経営が行われているといえよう。

ニューヨーク州においても、近年農家戸数の減少傾向が続いており、02年から07年では△2.4%、07年から12年では△2.2%となっている。そうしたなかで、1,000エーカー以上の大規模層はわずかながら増加傾向を

第1表 ニューヨーク州における農家戸数等  
(2012年)

(単位 戸、%、エーカー、ドル)

	全米	NY州
農家戸数	2,109,303	35,537
総世帯数対比	1.8	0.5
平均耕地面積	434	202
耕地別構成比		
10 エーカー未満	10.6	8.1
10～50	27.9	24.4
50～180	30.1	38.1
180～500	16.4	21.0
500～1,000	6.8	5.3
1,000 エーカー以上	8.2	3.1
1戸当たり農業所得	43,750	34,240

資料 USDA 2012 Census of Agriculture等により作成  
(注) 1エーカーは約4,046.9㎡。

示しており、全農家に占める構成比も02年の2.8%から12年の3.1%へと上昇している。こうした、総農家戸数の減少傾向、大規模農家層の漸増といった動きは、後記のとおり、ニューヨーク州における協同普及事業の在り方をめぐる議論にも影響を与えつつある。

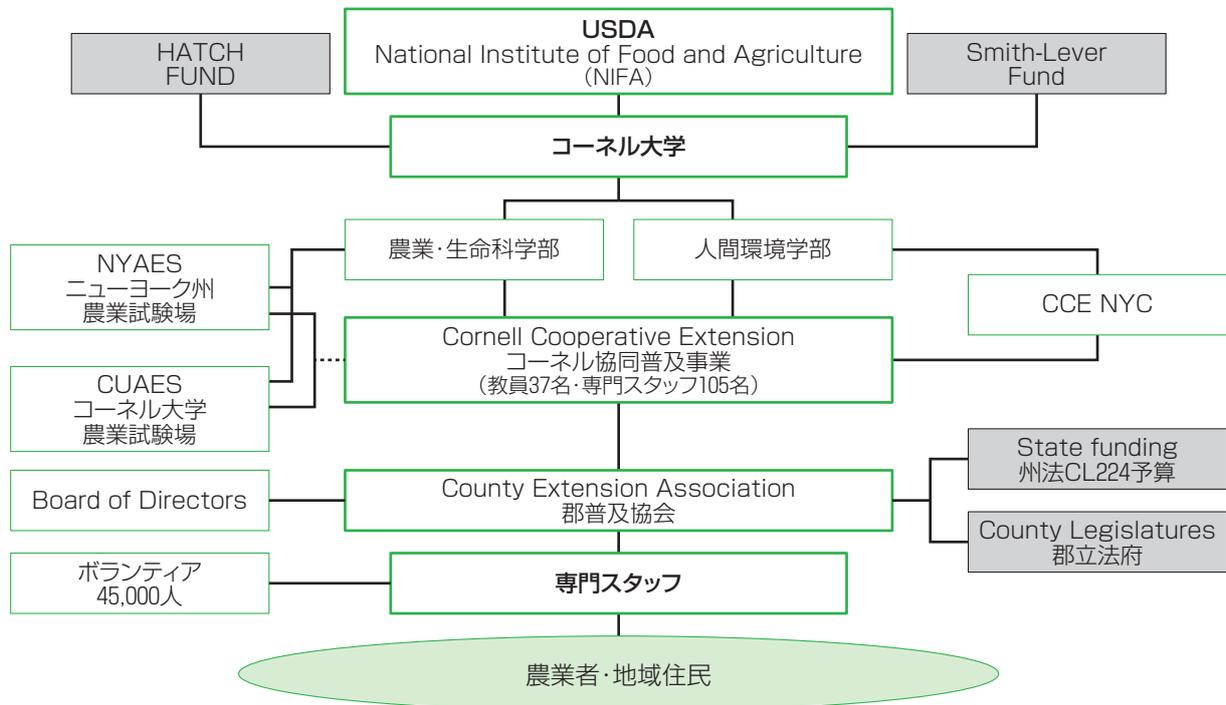
## (2) ニューヨーク州における協同普及事業

### a 組織・体制

現在、ニューヨーク州における協同普及事業の体制は第2図のとおりとなっている。コーネル大学において協同普及事業を統括するCCE (Cornell Cooperative Extension) は、農業・生命科学部および、人間環境学部の二つの学部にも所属する形となっている。これは、後記のとおり近年における普及活動が農業・農村に限定した分野から、広く食料、栄養、環境といった分野に広がりつつあることを反映したものといえよう。CCEのディレクターは、両学部の副学部長という位置づけを有している。

CCEには、現在37名の教員、105名の専門スタッフが所属しているが、農業・生命科学部および人間環境学部にはそれぞれ普及を専門とする普及教員 (Extension Associate) という位置づけの教員が配置されており、活動の中心を普及に振り向けている。その他の教員・スタッフが何らかの形で普及に関与するケースも多く、実際に普及活動に携わる人材はこれをかなり上回るものとなっている。

第2図 ニューヨーク州における農業普及事業の体制



資料 ヒアリングに基づき作成

農業・生命科学部における学科の構成は第2表のとおりであり、分子生物学、神経生物学といった基礎研究分野、動物学、植物学といった応用技術分野に加え、応用経済・経営学、開発社会学等、社会科学に属する学科も多く設けられている。普及活動は様々なプログラムとしてチームを組成

して実施されることが多く、その際には農業技術に加え、経営面の課題までを含めた総合的なサポートが可能な構成となっている。

また、農業・生命科学部には、ニューヨーク州農業試験場、コーネル大学農業試験場の二つの研究機関が存在する。これらの研究機関の応用技術の研究は、普及事業の知識のベースとして大きな役割を果たしている。

第3表は同じく人間環境学部の学科構成をみたものである。同学部においては、環境、健康、栄養といった都市住民にも関心の高い学科が設置されている。また、人間環境学部にはCCE NYCという組織が設置されており、これは、ニューヨーク市とい

第2表 農業・生命科学部の学科構成

農業・生命科学部	
・動物学	・昆虫学
・応用経済・経営学	・食料科学
・生命・環境技術	・造園学
・生物統計・コンピューター生物学	・微生物学
・コミュニケーション	・分子生物学・遺伝学
・開発社会学	・自然資源(森林)
・地球・大気科学	・神経生物学
・生態・進化生物学	・栄養科学
・統合植物科学(園芸、育種、植物病理学、土壌学等)	

資料 コーネル大学ホームページにより作成

第3表 人間環境学部の学科構成

人間環境学部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境分析・設計</li> <li>・繊維科学・アパレルデザイン</li> <li>・地球的・公共的健康科学</li> <li>・人間生物学、健康と社会</li> <li>・人間開発学</li> <li>・栄養科学</li> <li>・政策分析・管理学</li> </ul>

資料 第2表と同じ

う特殊な地域における普及事業を担っている。

前掲第2図のとおり、大学と農民との間をつなぐ役割を果たしているのが郡普及協会 (County Extension Association) であり、おおむね各郡に1か所設置されている。小規模な4郡については隣接する郡と共同で設置しており、ニューヨーク市の特別区については上記CCE NYCがその役割を担っていることなどから、トータルの協会数は現在56か所となっている。

各協会には、農業等に関して一定の知識を有する普及員 (Educator) が配置されており、大学と地域を結ぶ役割を担っている。他州においてはこれらの普及員も大学の職員であるが、ニューヨーク州の場合は郡の職員であり、コーネル大学はその人事権を有していない。これは同州においては歴史的に郡の力が強く、独立色が強いことを背景としている。協会の職制は郡によって異なるが、普及員のほかに、特定の分野に専門的知識を有するスペシャリストを置いている郡も多い。

地方事務所の体制にはかなりばらつきがみられ、職員数 (普及員以外の職員を含む) は

最大のサフォーク郡で165名、最小のハミルトン郡では3名となっている。各普及協会のホームページから職員数を算定すると、総職員数1,284名、1協会当たり平均は約23名となっている。また、様々な催しの開催等においては、住民の参加が大きな力となっており、延べ約4万5,000名のボランティアが普及事業を支えている。

協同普及事業の予算は、前記のとおりハッチ法に基づく研究資金、スミスレーバー法に基づく普及事業資金に大別され、その金額は第4表のとおりとなっている。

この連邦資金に加え、各普及・研究プログラムには州・郡・企業等の資金も加わり、また、一般の教授が普及活動に加わることも多く、最終的に普及活動にかかる資金を分離して把握することは難しいが、CCEのディレクターによれば、スミスレーバー法に基づき、CCEが管理している資金は約12百万ドルであり、それを大学における普及プログラム、各郡の普及活動に対し、配分しているとのことであった。

第4表 普及事業にかかる連邦補助金(2016年)

		(単位 ドル)
根拠法		金額
ハッチ法	定型資金	4,901,421
	地域研究資金 競争的資金等	2,197,108 16,982,082
	小計	24,080,611
スミスレーバー法	定型資金	8,452,774
	EFNEP 再生可能エネルギー等	3,408,524 329,237
	小計	12,190,535
合計		36,271,146

資料 連邦予算資料により作成  
(注) スミスレーバー法のうちEFNEPとはExpanded Food and Nutrition Education Programの略であり、連邦が設定した食料・栄養プログラムの条件を満たす活動に支出される。

<sup>(注4)</sup>  
b 活動の内容

協同普及事業の活動は極めて多岐にわたる。現在NIFAにより規定されている活動の領域は、①農業、②コミュニティ、③環境、④栄養、⑤青少年・家族の5分野である。かつて、制度が発足し、農村が地域の大半を占めていた時期においては、②～⑤の分野においても農村における社会的問題に資するための活動が大半であったが、都市化・混住化の進展により、その内容も大きく変化してきている。

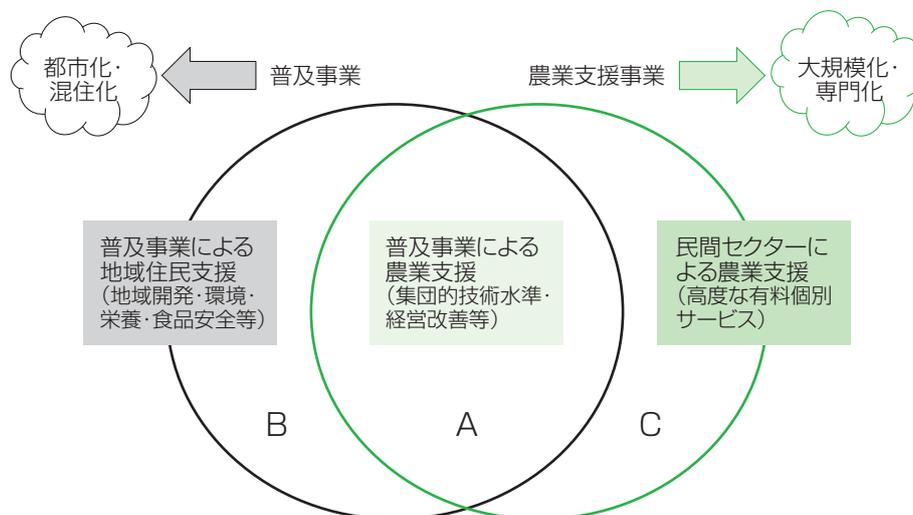
特に、ニューヨーク州のように農村人口比率の低い地域において、連邦・州予算を農業・農村分野に限定的に利用することについてはかねてより多くの議論がなされており、近年都市部住民を対象とした、環境・栄養等のプログラムが増加している。そうした傾向は1970～80年代以降強まっており、政治的動向にも左右されるが（共和党は農業分野重視、民主党は都市的ニーズ重視の傾

向）、現状、農業分野にかかる活動は約50%程度と見込まれる。

また一方において、大規模、先進的な農家の増加により、協同普及事業の集団的な活力の向上といったプログラムではニーズが充足されず、より高度な専門的アドバイスを必要とするケースも増加している。そうした大規模農家においては、専門的なコンサルタントによる有料サービスがしばしば利用されている。

こうした普及事業の領域の変化および農家のニーズの変化は、農業・農村にかかる支援事業の領域を分化させている（第3図）。領域Aは、従来の普及事業の中心的な分野であり、集団的な農業技術の向上により農村の活性化を図るものである。領域Bは、農村における混住化の進展、都市住民の増加に対応し、直接農業に関わらない分野での地域活性化、環境・食品安全など都市部住民を含めた課題を対象とする普及事業の

第3図 普及事業と農業支援事業の関係



資料 筆者作成

領域である。領域Cは、大規模・先進的農家が、より高度な支援を求め、民間セクターから有料サービスを受ける普及事業外の領域である。以下では今回ヒアリングを行った各領域の事例をみていくこととしたい。

(注4) CCE Director and Associate Dean,  
CALS and CHE, Dr. Christopher B. Watkins  
からのヒアリング結果による。

(注5)  
**(a) 普及事業による農業支援の事例(領域A)**

現在、コーネル大学においては多くの農業支援プログラムが運営されており、主要なものあげると、PRO-DAIRY(酪農経営全般をサポート)、Harvest-NY(農産物加工・マーケティング等のサポート)、Cornell Small Farms Program(小規模農家支援)、NY State Integrated Pest Management Program(病害虫管理)等がある。また、郡をまたがる地域ごとに主要な作物を中心とした地域農業支援チームが設置されている。これは、コーネル大学の専門家と地域の普及員がチームを組成して実施するハイブリッド型と呼ばれるプログラムで、穀物、野菜、果物、施設園芸など、主要作物、地域をカバーするものとなっている。

こうしたプログラムごとに、ワークショップの開催、農場での実地指導、情報誌・ホームページ等での情報提供といった活動が行われているが、原則それらは無料であり、農民の負担はない。これらのプログラムは、基本的に多くの農家を対象とし、地域全体のレベルアップを目的としたものであるが、農家は郡普及員、コーネル大学の専門家等に、自らの個別の課題について相

談を行うことも可能である。

上記のうち、PRO-DAIRYは酪農経営および周辺産業をサポートするための総合的な普及プログラムであり、30年の歴史を有する。酪農はニューヨーク州農業の中心であり、乳製品加工産業等のすそ野も広い。ニューヨーク州酪農は、大消費地への近接といった強みを有する一方、課題としては、①農家にとって生乳販売価格の変動が大きいこと、②州の規制により移民労働力の安定的確保が難しいこと、③土地利用の制約(コスト、質、距離等)が大きいこと、④他の地域に比して規模のメリットが得にくいこと、⑤他の地域に比して州の環境規制が厳しいこと、⑥次世代の生産者確保等が大きな課題となっている。

PRO-DAIRYはそれらの課題に対処し、応用技術の導入と教育プログラムを通じ、ニューヨーク州における酪農ビジネスの競争力と持続性を高めることを目的としている。現在の年間予算規模は、1,238千ドルで、コーネル大学の10名のスペシャリストと郡普及員の連携により運営されている。スペシャリストの分担は、①農場経営・管理、②飼料穀物、③家畜栄養管理、④再生可能エネルギー、糞尿処理、⑤家畜健康管理、⑥冬季家畜管理、農家討論会、⑦青少年向けプログラム、リーダー養成プログラム、⑧プログラムコーディネーター、⑨広報活動となっている。その他、農業・生命科学部等コーネル大学の様々な分野における研究者、民間セクターとも幅広く連携している。

また、各酪農家の利益分析サービスを提供しており、各農家が酪農経営にかかるデータを入力することにより、1頭当たり搾乳量、飼料効率、経費率等、様々な経営指標の出力を行う。各農家は、それを他の農家の値と比較することにより、自己の経営効率の分析を行うというもので、現在約90農家が参加しており、参加者は増加傾向にある。データ入力に関しては普及員がサポートする場合もあるが、将来的には農家自らが可能となるよう育成を図っている。システム利用料は年間300ドルである。

(注5) Associate Director of Cornell Cooperative Extension, Director of Pro Dairy Program, Dr. Thomas Overtonからのヒアリング結果による。

(注6)  
**(b) 普及事業による地域住民支援の事例**

**(領域B)**

領域Bにおいては、都市住民向けの食品安全、栄養等にかかる多数のプログラムが実施されているが、農業に限定されない多様な農村地域の活性化も大きな課題となっている。その一つの事例として、Community and Regional Development Institute (地域社会開発学科、CaRDI) の活動があげられる。農村におけるスプロール化(農村地区における無計画な都市化の進展)により、農村地域の問題は同時に都市化の問題とも重なってきており、同学科の名称は以前の農村開発(Rural Development)から、近年、より広範な課題を対象とする地域開発(Regional Development)に変更された。CaRDIには、ディレクター1名、教授8名が属しており、

それぞれが農村教育プログラム、農村リーダーシップ開発プログラム、農業労働管理プログラム、地域エネルギー開発、等の問題に取り組んでいる。

それぞれの教授が単独で課題に対処するのではなく、多くの場合CaRDI外の専門分野の教授ともチームを組んで対応する。例えば、再生可能エネルギーの問題に関しては、土地利用計画、工学、社会学、生物学などの専門家によりチームが組成され、郡レベルの政策担当者と密接に連携してプロジェクトが進められる。再生可能エネルギーの大半は農村部で生産され、一方でそのエネルギーの利用者の大半は都市部の住民となり、地域コミュニティに発生する課題について、地域の人々の理解促進を図っている。

CaRDIは社会科学系の小規模な組織であり、研究チームの組成・人材の選択については、個人的なつながりによることも多いが、他のより大きな組織(例えば「アトキンソン持続可能未来センター」には400名以上の教授が所属している)に対し、調査テーマへの参画を呼び掛け、メンバーを募るといったことも行われる。

(注6) Department of Development Sociology, Community and Regional Development Institute Senior Extension Associate, Dr. David Kayからのヒアリング結果による。

(注7)  
**(c) 民間セクターによる農業支援の事例**

**(領域C)**

普及事業外の民間セクターにおいて高度な農業支援サービスを提供している事例と

してDairy Oneがあげられる。同組織は、農業者が出資した協同組合組織で、非営利、非課税の団体である。16名の役員は、全て農家である。1940年代に、牛乳の成分分析（特に乳脂肪率）を通じて酪農家の経営を改善しようとする酪農経営改善組合（Dairy Herd Improvement〔DHI〕Cooperative）の運動が全国的に開始され、ニューヨーク州においても農民が協同してそうした分析を行う組織を設立した。70年代まで分析作業はコーネル大学が全面的に支援し、普及事業の一環として行われた。分析事業はその過程で大きく成長し、その後、普及事業からスピナウトする形でNYDHICが自ら分析を行うこととなり、それがDairy Oneの起源となっている。

現在のDairy Oneは全て自己資金で運営されており、コーネル大学との公的な関係はないが、密接な関係を保っている。前記の普及事業PRO-DAIRYとも緊密な関係を保っているが、普及事業は基本的に地域としてのレベルアップを目指す取組みであり、個別農家向けのサービスを提供する同組織と競合する部分は少ない（以前、普及事業で個別農家向けの土壌分析を行っていたことがあり、その際はやや競合があった）。コーネル大学で行っている基礎研究の成果を農家が利用しやすい応用技術として広く普及させるうえで、同組織は普及事業に貢献している。

現在、分析サービスを提供している農家数は北東部の各州を中心に約3,600戸、対象となる乳牛頭数は約60万頭である。対象エリア内のシェアは約50%で、これは全米で

DHIを利用している乳牛の平均的な割合とほぼ同一である。現在の総職員数は250名で、うち160名が各地において成分分析を中心とした活動を行っており、90名がイサカの研究所に配置されている。

成分分析はDairy Oneの中核的業務であり、全収入の約50%がこの分野からのものである。分析内容は、脂肪、タンパク質、SCC（体細胞数）、MUN（Milk Urea Nitrogen〔乳中尿素窒素〕）、妊娠状態等であり、近年利用者は増加傾向にある。これは、新たに分析を開始する農家に加え、既存契約者が分析内容をより高度化していることによる。現在毎月60万件を超えるサンプルの分析を行っている。

成分分析の基本的な料金は1回、1頭当たり約2ドルである。同組織は非営利団体であり、過大な利益をあげることはできず、出資配当での還元も行わない。サービスの値段を低い水準に保つことにより、組合員への還元を行っている。現在、同組織の業務エリアには競合する同様の組織が4つ存在しており、より良いサービス提供に向けた競争が行われている。

Dairy Oneは牛乳成分分析以外に、牛の栄養状態、健康状態、飼料穀物生産、土壌の栄養循環などの分析サービスを行っている。穀物、土壌の分野は近年新たに開始した。これらの要素は相互に密接に関連しており、全体として向上させていくことが必要である。飼料の分析に関しては、全米に25か所の提携検査機関があり、それらを通じて全米50州に顧客を有し、海外にも30の

顧客がおり、農家向けの独立系コンサルタントなどからの依頼もある。

これらの分析サービスのほかに、ITチームによる農場管理のためのパッケージソフトの販売、サポートサービスを行っており、1,400ほどのユーザーがいる。遠隔管理が可能なカメラネットワークサービスも利用者が拡大しつつある。第三者機関に委託して監視自体を外部委託するケースもある。

Dairy Oneは、全米最大の酪農家協同組合であるDairy Farmers of America(DFA)のメンバーとなっている。DFAにとって同組織の専門的技術は有用であり、同組織にとっても事業の全米、海外への拡大に際しDFAは有益な存在となっている。

(注7) CEO, Dairy One, Mr. Jamie Zimmermanからのヒアリング結果による。

### 3 日本の農業・農村支援制度との比較

以上、ニューヨーク州における普及事業の事例を概観したが、以下ではその特徴、日本との比較について私見を述べておきたい。そもそも農業支援の在り方は、それぞれの農業、農村構造、制度の歴史的な発展の経緯等様々な要素に依存し、単純な比較は難しいが、ニューヨーク州普及事業の事例は、いくつかの点で日本にとっても参考になるものであるように思われる。

第一に、大学において集積されている様々な知識、技術の利用により、総合的な支援が可能となっている点である。前記の

とおり、コーネル大学においては様々な基礎研究、応用技術研究の学部を有し、二つの農業試験場によっても応用技術の研究が行われている。Extension Associateの肩書を有する多くの教員は郡段階のEducator(普及員)とともにそれらの応用技術の農場での利用をサポートする。こうした流れは逆方向にも作用し、現場での課題、ニーズが普及員、Extension Associateを経て応用技術、基礎研究のテーマともなり得る。こうした、基礎研究から現場での運用までの一連の流れは、米国普及事業の優れた特徴として指摘されよう。

また、多くの普及プログラムはチームを組成して行われ、そのチームには関連する様々なジャンルの専門家が参加する。例えば、酪農プログラムには畜産学、穀物生産、土壌学といった技術系の専門家に加え、経営管理、労務管理といった社会科学系の専門家も参加しており、酪農経営をトータルとして支援する体制が組まれる。こうした総合的な支援は大学を中心としたシステムによる一つのメリットであるといえよう。

近年、日本においても大学の地域貢献という課題が重視され、様々な取組みが行われている。一部大学においては、地域貢献課といった組織を設ける動きもみられるが、その多くは大学の事務局内に設けられ、むしろ個別に行われている取組みを取りまとめ、対外的に公表するといった広報的な役割を担っているように思われる。大学における知識の総合的な活用については日本においても参考とすべき点が多いように思わ

れる。

第二に、普及事業と農業者組織の関係についてである。全米最大の農業者組織であるファームビューローは、前記のとおり当初ニューヨーク州における農民の学習組織として発足し、その後、普及事業の成果の農民への浸透を目的として急速に拡大した。また、農業者の協同組合であるDairy Oneも普及事業の活動からスピアウトする形で生まれている。こうした普及事業と農業者組織の関係は、普及事業のそもそもの思想が、地域としての農村、集団としての農民の生活向上にあり、農業者の組織化がその手段として重視されていたことによるものといえよう。こうした農業者組織は、現在においても普及事業との協力関係が続いており、大学における研究成果の農民への還元に大きな役割を果たしている。

日本においては、農業者組織による指導事業と地方公共団体による普及事業が切り離された形で発展してきた経緯があり、その関係が必ずしも明確ではない。現在、各地の農協と地域の普及センターの間にも様々な連携活動が行われているが、両者の資源的な制約が強まるなかで、その効率化を図るためには、より抜本的な連携の在り方を模索することも必要と思われる。

第三に、前掲第3図にみられるような支援領域の分化に対応した取組みについてである。領域Bのような、必ずしも農業に限定されない地域振興の取組みについては、現状農協の指導事業、普及事業ともに中心的な課題とはしていない。アグリツーリズム

ム、再生可能エネルギーといった総合的な支援が必要となる地域のプロジェクトの支援は、大学における総合的な知識の活用も含め、検討の必要があるように思われる。

また、領域Cの農家に対する高度なサービスについては、日本においても民間企業による様々な提供が開始されている。注目されるのは、Dairy Oneのような農業者の協同組合による有料サービス提供である。現状、農協の指導事業については無償で行われるケースが大半であるが、少なくとも高コストで受益者のメリットが明確であるサービスに関しては、農協においても有料化の検討を進めるべきではないであろうか。Dairy Oneの場合、組合員の存在するニューヨーク州を超え、全米（さらには世界）で事業を展開しており、その結果、組合員向けサービスのコストの抑制を可能としている。日本においても、共通する作目についての高度なサービスについては、農協間協同といった形でのコスト低減も検討する余地があるように思われる。

#### <参考文献>

- ・佐々木保孝（2004）「コーネル大学における農業拡張の組織化」『広島大学大学院教育学研究科紀要』第三部第52号

#### <参考WEBサイト>

- ・USDA  
<https://www.usda.gov/>
- ・コーネル大学  
<http://www.cornell.edu/>
- ・ファームビューロー  
<https://www.fb.org/>

（はら こうへい）



寺西俊一・石田信隆 編著

『輝く農山村  
—オーストリアに学ぶ  
地域再生—』

評者も執筆メンバーの一人である本書は、農林中央金庫の寄附講義として開設された一橋大学大学院経済学研究科「自然資源経済論プロジェクト」（代表：寺西俊一特任教授）の研究成果であり、2018年10月に出版された『農家が消える—自然資源経済論からの提言—』（みすず書房）の姉妹本として位置づけられるものである。『農家が消える』では、農業・農山村に焦点を当てながら日本社会の危機を描き出し、解決に向けた制度・政策を提言しているが、本書は、農業・農山村の衰退という点で同じ課題を抱えるオーストリアの自治体を事例に、生きる価値のあるまちづくりを実現する政策を明らかにしたものである。各種資料や統計に加え、5回の現地調査に基づいた成果で、本書に掲載の写真は72点に及ぶ。

一般にオーストリアといえば、ウィーンやアルプス地域などの観光地、再生可能エネルギー先進地、林業先進地、芸術・文化の発信地といった側面を日本で紹介されることが多い。そうしたなかで本書は、オーストリアの農業・農山村に焦点を当てた点で稀有な存在である。また、著者らの通訳兼調査コーディネーターであるモニカ氏との座談会の記録を1つの章（第6章）にまとめていることも、他の類書にみられない特徴である。この章の存在により、生活観を

ふまえたオーストリアの農業・農山村の実態が理解できる。

地域間比較は、常に地理的条件や社会・文化・歴史の相違と向き合う必要がある。これに対し、本書は、口絵にカラーの地図、巻末補録に両国の各種データと解説文を配し、オーストリアと日本の地理的条件を比較できるよう工夫している。さらに、第1章ではオーストリアの歴史や文化などにも触れている。

日本とオーストリアは、経済的・地理的な共通点がみられる一方、農業・農山村でも似た課題を抱えており、比較する意義があることを本書は示唆している。具体的には、先進国レベルの経済水準、農林水産業の名目GDP比が1%程度、東京都市圏、ウィーン都市圏に全人口の4分の1が集中、山岳地域が多い、そして、農家も農地も継続して減少、などが挙げられる。

一方で、オーストリアのゲマインデ（基礎自治体）は、面積、人口ともに小規模で日本と異なる。同国の国土面積は、日本の5分の1で北海道に匹敵し、人口は、日本の約7%で大阪府と同程度であるが、ゲマインデは2,098と、1,741ある日本の基礎自治体よりも多い。度重なる合併推進を経験した日本の目からみれば、非効率的とも受け取れるオーストリアの自治体であるが、この規模であっても、農業・農山村が抱える課題を解決につなげている事例を本書はいくつも紹介している。

本書が学ぶべきとした内容は、次の3点にまとめられる。1点目は、人口や面積が小規模な自治体でも存立可能な行政運営やコミュニティ活動を支持する制度、補助金

や直接支払の執行は可能であるという点である。本書の第2～5章で取り上げている事例ゲマインデのなかには、人口が300人に満たないところも存在するが、ゲマインデの住民によるボトムアップの取組みを促す支援が有効に機能し、地域再生を図ることに成功している。特に、著者らが注目したドルフ・エアノイエルング（村の再生）という政策は、第4章で詳しく解説されている。また、本書では、オーストリアが自治体合併に否定的となった経緯に触れている。日本の市町村合併では、行政効率化が実現していない、あるいは地域の社会基盤が瓦解したとの論考も散見されるが（例えば、後藤・安田記念東京都市研究所編（2013）、佐藤編（2013）など）、オーストリアでの経験からも日本は学ぶべき点があるといえる。

2点目は、EUという多国間の枠組みに組み込まれながらも、小規模自治体や農業・農山村を支える制度が充実している点である。いずれも小規模な事例であるが、多様な自然環境や文化、地域コミュニティに根差した取組みであり、農山村に輝きをもたらしている。有機農業先進国である理由も、これらをふまえた結果であることが第2章から読み取れる。

3点目は、地域との関わり方を重視し、地域の規模や住民活動に応じた再生可能エネルギーの選択を主体的に実行している点である。オーストリアの農山村では、木質バイオマスから得られる熱エネルギーを用いている地域熱供給があたりまえのように普及し、かつ、太陽光や風力発電にも取り組んで、エネルギー調達から地域再生を実現している点が日本と異なる。装置や燃料

を安価に、そして安定的に調達できる技術・コスト要件を満たしていることは確かだが、日本の再生可能エネルギーへの取組みは、技術偏重、取組主体の地元不在となりがちであり、やはり、オーストリアの農山村から学ぶべき点は多い。

もちろん、本書が扱っている内容は優良事例であり、すべてのゲマインデで実現されている取組みではない。また、オーストリアでも日本と同様、固定価格買取制度のもとで太陽光と風力発電が急速に広まり、買取終了後の持続性や電源構成の偏りといった課題に直面していることが第5章と第5章補論で紹介されている。それでも、オーストリアの輝く農山村は、経済効率性重視の日本農政や地域政策、地方自治政策や私たち一人ひとりに農業・農山村や再生可能エネルギーのあり方について再考を迫る事実を突き付けている。

18年夏ごろから、日本では「圏域」単位での広域行政実現に向けた議論が活発化している。本書をふまえ、日本の農業・農山村の輝きがこれ以上奪われないような制度であってほしいと、切に願うばかりである。

#### <参考文献>

- ・後藤・安田記念東京都市研究所編（2013）『平成の市町村合併——その影響に関する総合的研究——』都市調査報告16
- ・佐藤康行編（2013）『検証・平成の大合併と農山村』村落社会研究第49集、農山漁村文化協会

——中央経済社 2018年12月

定価2,400円（税別）216頁——

（主事研究員 多田忠義・ただただよし）

# 統計資料

## 目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く) .....	(53)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く) .....	(53)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く) .....	(53)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く) .....	(54)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定 .....	(54)
6. 農業協同組合 主要勘定 .....	(54)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定 .....	(56)
8. 漁業協同組合 主要勘定 .....	(56)
9. 金融機関別預貯金残高 .....	(57)
10. 金融機関別貸出金残高 .....	(58)

〈特別掲載 (2018年9月末数値)〉

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高 .....	(59)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高 .....	(60)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高 .....	(61)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高 .....	(62)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部  
TEL 03 (6362) 7752  
FAX 03 (3351) 1153

### 利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。  
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし  
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少  
「\*」 訂正数字 「P」 速報値

# 1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
2013. 11	49,166,005	4,220,598	26,457,673	5,694,199	51,159,836	16,574,253	6,415,988	79,844,276
2014. 11	51,465,994	3,727,381	31,719,834	6,098,948	55,442,838	18,320,152	7,051,271	86,913,209
2015. 11	55,069,608	3,310,159	34,886,751	11,452,355	58,786,621	18,011,449	5,016,093	93,266,518
2016. 11	62,156,444	2,660,005	34,258,363	23,239,736	59,147,171	11,493,785	5,194,120	99,074,812
2017. 11	65,351,033	1,990,737	37,532,262	26,607,557	56,910,855	10,540,370	10,815,250	104,874,032
2018. 6	67,168,178	1,644,713	34,949,120	28,020,854	51,802,226	11,067,971	12,870,960	103,762,011
7	66,847,776	1,601,665	34,256,456	27,405,290	51,471,582	11,399,305	12,429,720	102,705,897
8	66,557,692	1,558,640	33,486,370	24,174,612	51,554,384	11,915,002	13,958,704	101,602,702
9	66,780,674	1,515,522	36,201,096	25,841,894	53,959,073	12,571,108	12,125,217	104,497,292
10	66,608,446	1,472,401	33,112,315	25,078,411	52,214,512	12,995,275	10,904,964	101,193,162
11	65,994,876	1,429,293	32,295,555	22,245,610	52,311,209	14,016,714	11,146,191	99,719,724

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

# 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2018年11月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	55,478,867	-	2,154,758	72	5,040	-	57,638,737
水産団体	1,852,556	1,000	120,860	1	33	-	1,974,451
森林団体	1,817	-	4,722	-	273	-	6,813
その他会員	2,069	-	15,726	-	-	-	17,795
会員計	57,335,308	1,000	2,296,067	74	5,346	-	59,637,795
会員以外の者計	448,227	14,344	380,309	94,409	5,383,937	35,856	6,357,082
合計	57,783,536	15,344	2,676,376	94,483	5,389,283	35,856	65,994,877

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。  
3 海外支店分預金計 317,666百万円。

# 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2018年11月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	1,527,856	105,822	105,326	-	1,739,004
	開拓団体	8	8	-	-	16
	水産団体	34,816	3,275	7,404	-	45,495
	森林団体	2,301	2,623	2,638	4	7,567
	その他会員	603	610	20	-	1,233
	会員小計	1,565,584	112,339	115,389	4	1,793,315
	その他系統団体等小計	95,943	11,233	44,378	-	151,553
計	1,661,527	123,572	159,767	4	1,944,868	
関連産業	3,475,109	43,328	878,042	1,593	4,398,071	
その他	7,530,360	2,315	141,097	-	7,673,775	
合計	12,666,996	169,215	1,178,906	1,597	14,016,714	

(貸 方)

## 4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当 座 性	定 期 性	計		
2018. 6	9,412,590	57,755,588	67,168,178	9,900	1,644,713
7	9,042,454	57,805,322	66,847,776	-	1,601,665
8	8,744,025	57,813,667	66,557,692	-	1,558,640
9	8,805,619	57,975,055	66,780,674	9,900	1,515,522
10	8,736,838	57,871,608	66,608,446	-	1,472,401
11	8,182,073	57,812,803	65,994,876	22,980	1,429,293
2017. 11	8,658,255	56,692,778	65,351,033	-	1,990,737

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2018. 6	36,701	27,984,152	51,802,226	11,128,647	6,114	-	160,588
7	88,249	27,317,040	51,471,582	10,962,059	7,614	-	158,807
8	32,124	24,142,487	51,554,384	11,022,024	5,339	-	163,963
9	66,667	25,775,226	53,959,073	10,784,664	2,839	-	166,747
10	31,299	25,047,111	52,214,512	10,662,171	1,674	-	168,444
11	83,621	22,161,988	52,311,209	10,633,587	1,501	-	169,215
2017. 11	67,954	26,539,603	56,910,855	13,086,245	3,528	-	169,845

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。  
3 預金のうち定期性は定期預金。

## 5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貯 金		譲渡性貯金	借 入 金		出 資 金
	計	うち定期性		計	うち信用借入金	
2018. 6	66,511,007	65,267,163	1,443,106	1,965,483	1,970,408	
7	66,590,585	65,408,094	1,494,125	1,965,482	1,975,111	
8	66,812,627	65,534,142	1,478,665	1,965,482	1,976,207	
9	66,484,352	65,427,656	1,380,143	2,051,882	1,976,207	
10	66,833,627	65,605,297	1,441,221	2,051,883	1,976,207	
11	66,681,021	65,559,873	1,537,338	2,051,882	1,976,207	
2017. 11	64,667,885	63,501,487	1,363,801	1,537,232	1,954,038	

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

## 6. 農 業 協 同 組

年月末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2018. 5	34,565,013	67,156,215	101,721,228	637,615	491,092
6	35,169,654	68,123,302	103,292,956	639,399	500,703
7	34,697,629	68,514,296	103,211,925	642,089	512,041
8	35,197,419	68,508,958	103,706,377	624,358	498,980
9	35,188,877	68,282,196	103,471,073	651,166	532,868
10	36,016,283	67,955,823	103,972,106	645,812	532,312
2017. 10	33,854,353	67,318,345	101,172,698	600,332	428,293

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

## 庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	2,970,655	3,480,488	28,488,077	103,762,011
-	2,756,536	3,480,488	28,019,432	102,705,897
-	2,736,813	3,480,488	27,269,069	101,602,702
-	2,345,944	3,480,488	30,364,764	104,497,292
-	2,321,662	3,480,488	27,310,165	101,193,162
-	2,412,508	3,480,488	26,379,579	99,719,724
-	2,078,456	3,480,488	31,973,318	104,874,032

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
9,795,709	1,109,334	2,339	11,067,971	1,175,000	11,689,847	103,762,011
10,163,132	1,075,726	1,638	11,399,305	818,000	11,604,107	102,705,897
10,676,154	1,073,473	1,411	11,915,002	2,000,000	11,953,366	101,602,702
11,340,214	1,062,698	1,447	12,571,108	1,075,000	11,047,379	104,497,292
11,704,903	1,120,526	1,400	12,995,275	490,000	10,413,291	101,193,162
12,666,995	1,178,905	1,596	14,016,714	885,000	10,259,691	99,719,724
9,284,706	1,083,738	2,079	10,540,370	1,552,000	9,259,722	104,874,032

## 合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち系統				計	うち金融 機関貸付金
63,254	45,649,604	45,604,314	40,000	950,380	17,752,246	7,444,336	1,875,584
70,443	45,508,951	45,456,130	25,000	974,318	17,957,973	7,467,616	1,880,202
66,578	45,379,501	45,324,788	25,000	985,542	18,214,335	7,551,971	1,899,972
67,758	44,851,874	44,807,556	40,000	988,049	18,502,061	7,645,551	1,934,962
64,739	44,821,712	44,768,227	20,000	1,009,002	18,644,943	7,770,922	1,935,626
69,479	44,692,384	44,636,068	49,730	1,025,743	18,640,139	7,784,517	1,936,600
67,500	43,402,519	43,350,170	20,000	823,123	18,015,968	7,187,316	1,765,044

## 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫 (農)貸付金		
424,714	77,108,346	76,857,531	3,833,112	1,490,843	21,761,362	162,811	648	
424,589	78,675,178	78,427,799	3,820,068	1,457,908	21,794,236	162,793	648	
434,626	78,576,275	78,332,375	3,950,664	1,554,947	21,834,885	162,543	648	
437,452	78,894,919	78,633,614	4,029,269	1,601,327	21,859,708	163,884	648	
412,615	78,597,348	78,336,915	4,097,020	1,653,488	21,871,659	163,789	648	
421,641	78,939,474	78,671,813	4,148,046	1,672,032	21,836,539	162,590	648	
413,866	76,266,545	76,042,469	3,962,392	1,652,906	21,709,893	* 172,105	654	

## 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2018. 8	2,452,623	1,749,208	32,867	55,889	17,403	1,960,459	1,941,025	81,642	470,741	
9	2,482,544	1,770,450	35,467	55,890	16,409	1,995,189	1,974,301	82,955	468,109	
10	2,497,571	1,782,791	35,467	55,909	16,866	2,006,072	1,986,980	83,063	469,381	
11	2,506,865	1,793,940	35,467	55,908	17,960	2,014,962	1,994,073	83,495	464,068	
2017. 11	2,467,226	1,758,647	23,969	55,429	17,898	1,954,020	1,934,025	80,651	476,974	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

## 8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2018. 6	774,537	425,724	84,273	59,824	105,389	5,776	757,882	748,746	400	148,733	6,461	76
7	771,571	425,993	84,701	59,946	98,748	6,509	767,263	758,156	400	146,563	6,384	76
8	767,000	422,524	84,837	60,403	98,810	5,878	763,569	754,864	400	146,704	6,308	76
9	778,638	429,453	85,043	60,014	98,873	5,581	778,971	769,665	400	147,102	6,338	76
2017. 9	788,097	426,748	92,371	65,254	107,112	5,942	790,176	780,640	400	153,888	7,295	80

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。  
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。  
 3 貸出金計は信用貸出金。

## 9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2015. 3	936,872	580,945	3,067,377	2,432,306	632,560	1,319,433	192,063	
	2016. 3	959,187	597,361	3,235,087	2,482,863	642,280	1,347,476	195,607	
	2017. 3	984,244	622,288	3,433,657	2,543,180	657,873	1,379,128	199,392	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	高	2017. 11	1,012,066	646,679	3,550,005	2,553,928	662,581	1,407,147	202,405
		12	1,023,172	654,944	3,489,735	2,583,346	670,574	1,421,840	204,525
		2018. 1	1,017,769	650,320	3,535,579	2,562,605	662,674	1,410,888	203,329
		2	1,019,417	651,133	3,544,445	2,568,001	663,535	1,414,939	203,618
		3	1,013,060	648,140	3,593,112	2,620,107	668,302	1,409,772	203,399
		4	1,018,960	654,510	3,674,060	2,617,960	673,110	1,423,775	204,513
		5	1,017,212	653,379	3,705,121	2,634,961	647,247	1,417,632	203,338
6		1,032,930	665,110	3,625,978	2,656,147	655,141	1,434,210	205,749	
7		1,032,119	665,906	3,652,310	2,629,287	648,906	1,428,333	205,194	
8		1,037,064	668,126	3,638,160	2,631,747	649,557	1,432,528	205,939	
9		1,034,711	664,844	3,648,840	2,637,998	654,304	1,437,739	206,812	
10	1,039,721	668,336	3,667,003	2,619,863	649,187	1,434,996	206,130		
11 P	1,039,186	666,810	3,702,540	2,625,252	649,227	1,431,085	205,796		
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
前	2015. 3	2.4	4.5	4.3	3.2	2.9	3.0	2.9	
	2016. 3	2.4	2.8	5.5	2.1	1.5	2.1	1.8	
	2017. 3	2.6	4.2	6.1	2.4	2.4	2.3	1.9	
同	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	月	2017. 11	3.0	4.6	5.7	2.4	2.2	2.2	2.0
		12	2.9	4.5	4.9	2.5	2.0	2.4	2.0
		2018. 1	2.9	4.3	5.3	2.6	1.7	2.2	1.9
		2	2.9	4.3	5.5	2.3	1.6	2.1	1.9
		3	2.9	4.2	4.6	3.0	1.6	2.2	2.0
		4	2.9	4.3	6.0	2.6	1.8	2.1	2.0
		5	2.8	4.1	5.8	3.3	△1.8	1.9	1.7
		6	2.8	4.0	4.9	3.6	△1.5	2.2	1.9
		7	2.7	3.9	5.4	3.3	△1.7	2.0	1.8
		8	2.8	3.5	5.0	3.1	△1.8	1.9	1.8
9		2.7	3.3	5.5	3.2	△1.7	1.9	1.8	
率	10	2.8	3.4	4.6	2.9	△2.0	1.7	1.6	
	11 P	2.7	3.1	4.3	2.8	△2.0	1.7	1.7	

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。  
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。  
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。  
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

## 10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2015. 3	209,971	52,083	1,829,432	1,783,053	470,511	658,016	100,052	
	2016. 3	206,362	51,472	1,853,179	1,846,204	487,054	673,202	102,887	
	2017. 3	203,821	52,646	1,846,555	1,918,890	502,652	691,675	106,382	
	高	2017. 11	203,889	54,223	1,799,191	1,956,674	508,744	698,233	108,541
		12	203,296	54,963	1,815,829	1,975,481	515,375	707,074	109,653
		2018. 1	203,076	55,011	1,809,748	1,972,144	512,719	702,375	109,234
		2	203,466	54,853	1,799,351	1,974,305	512,923	702,795	109,506
		3	204,568	55,875	1,816,884	1,996,811	519,071	709,635	110,695
		4	203,982	54,732	1,891,900	1,990,584	515,736	705,036	110,188
		5	204,892	54,973	1,879,574	2,009,800	499,782	703,691	110,384
6		205,223	55,688	1,898,073	2,021,311	503,165	707,374	111,095	
7		205,714	55,874	1,890,096	2,027,515	503,133	706,946	111,222	
8		205,876	56,520	1,883,718	2,031,859	503,165	707,804	111,527	
9		205,990	57,106	1,908,465	2,043,686	508,342	714,564	112,719	
10	205,664	58,353	1,889,797	2,043,927	506,358	709,355	112,404		
11 P	205,881	58,479	1,903,510	2,053,387	507,725	709,807	112,807		
前	2015. 3	△1.7	△1.2	1.0	3.9	2.8	2.1	2.4	
	2016. 3	△1.7	△1.2	1.3	3.5	3.5	2.3	2.8	
	2017. 3	△1.2	2.3	△0.4	3.9	3.2	2.7	3.4	
同	2017. 11	△0.2	5.2	△1.8	3.9	3.4	2.6	3.8	
	12	0.0	6.0	△1.3	3.8	3.3	2.6	4.0	
	2018. 1	0.0	5.5	△1.2	3.8	3.3	2.6	4.0	
	2	0.2	5.1	△1.7	3.8	3.3	2.6	4.0	
	3	0.4	6.1	△1.6	4.1	3.3	2.6	4.1	
	4	0.3	5.7	3.7	3.9	3.3	2.2	4.0	
	5	0.4	6.4	3.5	4.7	0.3	2.2	4.1	
	6	0.4	7.7	4.5	5.0	0.3	2.4	4.4	
	7	0.5	7.6	4.4	5.0	0.2	2.1	4.1	
	8	0.6	7.2	4.5	5.1	0.1	2.1	4.1	
	9	0.7	7.8	5.3	4.7	△0.2	1.7	4.0	
10	0.8	7.4	5.1	4.9	△0.0	1.7	3.9		
11 P	1.0	7.8	5.8	4.9	△0.2	1.7	3.9		

(注) 1 表9 (注) に同じ。  
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。  
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

# 11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2018年9月末現在

(単位 百万円)

都府県道別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	2,951,736	96,273	1,992,061	1,988,303	724,918	595,595
北岩茨	832,225	19,464	673,979	673,826	128,979	155,681
手城	1,514,350	25,549	964,710	964,028	436,357	216,603
埼玉	3,336,846	139,445	2,454,208	2,452,553	655,019	312,826
東京	2,797,608	79,303	1,764,701	1,764,671	894,910	318,315
神奈川県	4,552,029	199,839	3,000,250	2,999,849	1,382,319	480,816
山梨	575,253	15,673	369,691	369,299	139,211	65,023
長野	2,733,624	55,637	1,314,148	1,313,527	1,133,226	386,583
新潟	1,745,755	56,296	1,136,955	1,136,939	454,356	246,559
石川	976,484	17,468	755,974	755,961	183,904	138,925
福井	759,461	23,372	546,653	546,634	183,302	82,160
岐阜	2,623,344	70,118	1,937,982	1,937,465	625,303	222,340
静岡県	3,934,496	111,303	2,932,427	2,932,232	791,750	407,096
愛知	7,692,373	198,402	4,264,576	4,264,325	3,022,606	596,366
三重	2,000,829	39,124	1,237,117	1,236,746	637,420	217,882
滋賀	1,355,081	34,697	1,056,343	1,025,347	316,881	124,257
京都	1,224,406	32,681	970,049	969,871	242,156	94,189
大阪	4,497,372	140,690	3,612,204	3,612,175	999,121	720,378
兵衛	5,048,685	177,252	3,209,392	3,208,981	1,666,129	976,911
和歌山	1,418,413	52,883	1,058,656	1,058,636	249,496	139,765
鳥取	405,350	8,466	287,280	286,948	97,083	29,757
広島	2,303,478	80,200	1,746,720	1,746,505	552,794	78,603
山口	977,672	35,542	768,942	768,906	174,101	95,281
徳島	787,812	32,546	572,715	572,494	211,041	36,177
香川	1,668,911	28,418	802,199	801,996	820,622	44,152
愛媛	1,604,642	43,011	1,055,741	1,055,680	536,710	98,920
高知	890,800	19,871	637,564	637,553	139,431	98,968
福岡	2,137,938	32,382	1,557,421	1,557,004	497,731	207,009
佐賀	779,637	28,129	538,037	537,823	136,318	124,642
大分	507,738	15,600	318,158	318,080	147,491	54,935
宮崎	666,758	20,893	424,504	424,423	168,253	110,929
鹿児島	1,183,246	39,662	890,517	888,776	163,123	167,908
<b>合計</b>	<b>66,484,352</b>	<b>1,970,189</b>	<b>44,851,874</b>	<b>44,807,556</b>	<b>18,502,061</b>	<b>7,645,551</b>
一連合会当たり平均	2,077,636	61,568	1,401,621	1,400,236	578,189	238,923

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外  
(奈良、島根、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合)。

## 12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2018年9月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	借入金	預け金	うち 系統預け金	有価証券 金銭の信託	貸出金	報告 組合数
(北海道)	(3,525,435)	(169,869)	(2,752,792)	(2,738,870)	(17,279)	(865,030)	(109)
青森	574,696	4,965	394,463	393,233	16,783	122,946	10
岩手	1,098,725	12,848	796,154	791,715	55,797	229,585	7
宮城	1,283,152	17,700	867,939	864,056	59,671	342,605	14
秋田	836,335	6,420	537,024	534,858	35,321	197,641	14
山形	1,040,394	3,323	670,860	667,785	51,906	273,062	15
福島	1,895,437	17,661	1,429,893	1,428,258	41,385	416,086	5
(東北計)	(6,728,739)	(62,917)	(4,696,333)	(4,679,905)	(260,863)	(1,581,925)	(65)
茨城	1,849,960	15,148	1,464,586	1,459,443	76,339	310,434	20
栃木	1,738,191	10,754	1,332,353	1,329,305	93,363	308,500	10
群馬	1,622,781	2,820	1,318,522	1,316,184	29,843	262,531	15
(北関東計)	(5,210,932)	(28,722)	(4,115,461)	(4,104,932)	(199,545)	(881,465)	(45)
埼玉	4,401,114	1,589	3,205,259	3,196,168	162,188	1,107,756	16
千葉	2,772,498	4,825	1,970,698	1,969,107	113,560	699,291	19
東京	3,839,804	60,211	2,765,464	2,751,464	159,290	1,143,276	14
神奈川	6,617,698	70,867	4,471,337	4,430,469	423,397	1,954,596	13
(南関東計)	(17,631,114)	(137,492)	(12,412,758)	(12,347,208)	(858,435)	(4,904,919)	(62)
山梨	748,270	614	549,526	548,637	40,924	147,753	11
長野	3,176,214	6,644	2,460,451	2,456,686	60,765	683,802	16
(東山計)	(3,924,484)	(7,258)	(3,009,977)	(3,005,323)	(101,689)	(831,555)	(27)
新潟	2,289,224	11,096	1,665,114	1,663,730	105,870	501,247	24
富山	1,440,338	841	1,177,591	1,177,456	41,148	197,296	15
石川	1,291,333	1,593	964,258	960,936	53,241	328,863	17
福井	937,227	690	745,757	739,694	19,094	163,838	12
(北陸計)	(5,958,122)	(14,220)	(4,552,720)	(4,541,816)	(219,353)	(1,191,244)	(68)
岐阜	3,275,186	728	2,560,323	2,559,978	185,234	609,046	7
静岡	5,401,360	8,132	3,910,497	3,881,493	326,024	1,294,079	18
愛知	9,011,461	56,815	7,487,759	7,487,252	339,080	1,609,494	20
三重	2,556,077	1,986	1,951,206	1,936,368	220,449	415,159	11
(東海計)	(20,244,084)	(67,661)	(15,909,785)	(15,865,091)	(1,070,787)	(3,927,778)	(56)
滋賀	1,685,103	1,316	1,328,073	1,326,975	135,924	237,190	16
京都	1,432,602	15,779	1,194,390	1,190,844	48,800	229,097	5
大阪	5,030,134	31,573	4,285,719	4,269,669	167,554	628,004	14
兵庫	5,885,250	2,821	4,723,685	4,723,141	69,267	1,157,957	14
奈良	1,509,998	855	1,052,142	1,032,048	153,753	316,129	1
和歌山	1,677,798	1,518	1,360,505	1,358,417	52,110	229,841	8
(近畿計)	(17,220,885)	(53,862)	(13,944,514)	(13,901,094)	(627,408)	(2,798,218)	(58)
鳥取	537,264	7,829	400,536	400,043	12,802	102,406	3
島根	1,037,041	2,835	566,344	565,565	149,458	295,935	1
(山陰計)	(1,574,305)	(10,664)	(966,880)	(965,608)	(162,260)	(398,341)	(4)
岡山	1,903,585	6,890	1,413,026	1,399,977	51,504	434,519	9
広島	2,881,893	1,088	2,276,018	2,275,313	51,086	548,238	13
山口	1,259,398	791	949,634	944,852	49,335	257,610	12
(山陽計)	(6,044,876)	(8,769)	(4,638,678)	(4,620,142)	(151,925)	(1,240,367)	(34)
徳島	918,881	3,864	777,559	770,974	20,145	108,885	15
香川	1,821,232	1,504	1,657,658	1,657,326	-	180,516	1
愛媛	2,009,385	1,557	1,584,356	1,584,204	80,281	321,203	12
高知	947,207	851	796,931	796,623	27,213	130,890	15
(四国計)	(5,696,705)	(7,776)	(4,816,504)	(4,809,127)	(127,639)	(741,494)	(43)
福岡	2,970,351	5,236	2,117,426	2,110,056	74,012	836,792	20
佐賀	1,013,173	15,112	696,161	694,453	55,997	242,510	4
長崎	709,177	1,707	492,334	491,064	14,009	173,256	7
熊本	1,171,103	27,142	813,151	806,260	42,808	299,286	14
大分	682,145	2,527	471,887	471,655	8,012	186,660	5
(北九州計)	(6,545,949)	(51,724)	(4,590,959)	(4,573,488)	(194,838)	(1,738,504)	(50)
宮崎	840,403	22,817	571,785	570,528	45,333	216,385	13
鹿児島	1,415,504	4,184	1,057,144	1,053,289	4,620	289,582	13
(南九州計)	(2,255,907)	(27,001)	(1,628,929)	(1,623,817)	(49,953)	(505,967)	(26)
(沖縄)	(909,536)	(3,231)	(561,058)	(560,494)	(55,046)	(264,852)	(1)
<b>合計</b>	<b>103,471,073</b>	<b>651,166</b>	<b>78,597,348</b>	<b>78,336,915</b>	<b>4,097,020</b>	<b>21,871,659</b>	<b>648</b>
一組合当たり平均 (単位 千円)	159,677,582	1,004,886	121,292,204	120,890,301	6,322,562	33,752,560	-

### 13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2018年9月末現在

(単位 百万円)

都府 県	道別	貯 金	出 資 金	預 け 金	うち 系 統 預 け 金	貸 出 金
北海道	北	653,271	10,015	527,162	526,697	116,050
	青森	61,470	1,767	49,331	48,702	8,103
	岩手	172,081	3,084	153,203	152,175	21,870
	福島	26,146	876	23,305	23,133	3,118
	茨城	27,362	697	22,815	22,551	4,396
千葉県	千	65,901	2,314	53,572	52,214	7,304
	東	10,090	143	9,251	9,242	829
	新	26,511	874	21,375	21,162	3,228
	富	34,617	567	31,133	30,877	2,919
	石	47,487	1,239	38,954	38,288	6,975
静岡県	福	41,908	997	32,361	31,671	8,684
	静	149,076	6,826	127,170	125,032	26,923
	愛	79,879	2,134	61,355	59,255	13,524
	三	99,896	3,331	78,826	78,635	22,148
	京	44,558	666	36,551	36,015	7,230
なぎ	な	126,524	2,772	99,042	95,648	23,843
	鳥	30,827	806	26,916	26,705	3,816
	広	103,332	1,184	73,805	72,152	22,589
	徳	32,750	503	31,086	30,753	2,009
	香	53,881	3,112	47,373	47,273	7,429
愛高	愛	87,649	1,572	58,375	56,717	32,936
	高	38,012	1,899	25,932	25,722	11,935
	福	63,119	659	57,745	57,305	5,475
	佐	130,881	1,302	99,285	99,236	32,013
	長	121,292	1,925	97,025	96,913	23,642
宮鹿	宮	39,894	991	31,147	30,722	10,969
	鹿	70,219	3,157	43,349	42,050	30,588
	沖	43,911	478	37,745	37,456	7,564
<b>合</b>	<b>計</b>	<b>2,482,544</b>	<b>55,890</b>	<b>1,995,189</b>	<b>1,974,301</b>	<b>468,109</b>

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

## 14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2018年9月末現在

(単位 百万円)

都 府 道 別	貯 金	借 入 金	払 出 資 金	預 け 金	うち 系統預け金	信用貸出金	報 告 数
北 海 道	535,895	81,983	83,825	580,424	576,333	107,895	68
宮 城	87,855	490	3,870	73,578	72,423	13,192	1
山 形	5,151	-	629	4,337	4,230	519	1
福 島	10,767	1,542	979	14,386	13,490	5	2
島 根	42,269	327	3,054	36,765	36,168	4,846	1
山 口	59,326	300	4,197	42,004	41,400	13,457	1
熊 本	10,351	401	670	9,386	8,344	1,234	1
大 分	27,024	-	1,649	18,091	17,277	5,954	1
<b>合 計</b>	<b>778,638</b>	<b>85,043</b>	<b>98,873</b>	<b>778,971</b>	<b>769,665</b>	<b>147,102</b>	<b>76</b>

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

## ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

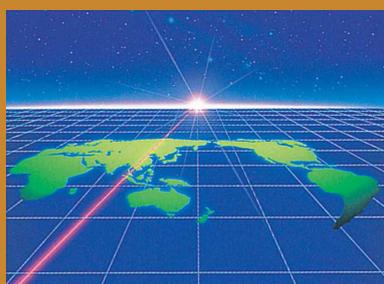
(2019年1月20日現在、掲載情報タイトル4,272件)

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a header with the title '農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ' and a search bar. Below the header, there are four main navigation tabs: 'HOME', '内容から探す', '都道府県から探す', '情報提供組織から探す', and '詳細検索'. The 'HOME' tab is selected. Below the navigation, there is a main content area with the title '農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～'. The main content area contains a brief introduction and a 'ご利用上の注意' button. Below the main content, there are four featured sections: '被災状況', '支援活動', '復旧・復興への取組み', and '原発関連'. At the bottom, there is a '更新情報' section with a 'すべて' button and a 'お知らせ' section with a 'お知らせ一覧' button. The URL 'http://www.quake-coop-japan.org/' is displayed at the bottom left.

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所  
FAX 03-3351-1159  
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2019年2月号第72巻第2号〈通巻876号〉2月1日発行

## 編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

## 発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

## 印刷所

永井印刷工業株式会社